

第三十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第四十三号

(三九七)

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午前十一時十分開会

委員の異動

本日委員戸叶武君辞任につき、その補欠として安田敏雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 鶴八君

國務大臣

農林大臣

周東 英雄君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
農林大臣官房長 呂谷 孝君
農林大臣官 大澤 融君
農林大臣官 房審議官
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)
○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたしました。戸叶武君が辞任、その欠員として安田敏雄君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) 農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)、以上三案を一括議題として質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○小林孝平君 本日から農業基本法の逐条審議を行なうことになっておるのでありますが、その質問に入る前に、ちょっと農林大臣にお考えをただしておきたい、こういうふうに思います。それはこの農業基本法は農業憲法である

いは農業憲章というふうにいわれておるのでありますが、はたして、特に政府案について、そういうこの基本法が農業憲章であるいは農業憲法の名にふさわしいものであるかどうかということ、これはからの国会の論議を通じて明らかになるのではないかと思うので、大抵この基本法の法律の性格上から、これが宣言法的な性格を持つておるので、内容に非常に具体性がないといふこともありますけれども、ちょっと法文を読むときわめて簡明のようであつてわかつたような気がいたしましたけれども、よく読むと何だかわからない、何が書いてあるのかかわらないといふのが実際のところかと思うので、この農林大臣が三案提案されて非常に論議をされておりますけれども、地方に行きますと、農民は一体農業基本法というの何であるかさっぱりわからぬという意見が圧倒的に多いばかりでなく、相当のこういう法律に理解あり、関心を持つておる人でも、どうもはつきりしないといふことが言われておるわけでありまして、そこで、池田総理あるいは農林大臣は、国会でもかくこの法律を通してもらえば、通せば、あとは實際これを運用していろいろのことをやるんだ、具体的にやってくるんだ、あるいは、これは長い間研究してあるんだから、もう論議も十分尽くしたといふようなことを言われておりますけれども、今回のこの国会に提案されてから衆議院ではほとんど逐条審議

も行なわれないで、ほとんどというか、全く行なわれないで参議院に回ってきた、こういうような状態でありまして、

そこで、以上申し上げたような経過から考え、さらにこの基本法の性格から考えまして、法案立案の過程において審議、研究されたよりも、より以上の討議が国会においてなされなければ、この農業基本法の考えておるところ、その方向といふものが明確にならないのではないか。そこで、このまま明確にならないままこの基本法というものが、かりに政府案といふものが何らかの形で通つたといふと、池田総理、農林大臣は、通ればうまく運用するんだ、いろいろの法律も作つてやるんだと、こうおっしゃるけれども、その運用をするのに困るのではない、運用上絶えず疑義が出てくる、こういうことになるので、どうしてもこの内容を明確にするといふことが非常に大事だと思つております。特に池田総理は、何でも自分が、農業基本問題調査会のいろいろの報告などもあれは政治性がないものだからだめだ、所得増進計画の中の行政投資の数字は、あんなものは違ふんでわしはもつとよけいやるんだといふようなことを言われますけれども、農林大臣も、まあそれほどではありませんけれども、やや似たようなことをおっしゃる。ところが、池田内閣なるものが一体いつまで続くかわからない。さらに農林大臣もそう長く農林大臣をなさつてお

いになるわけではないだろうと思ふんです。まあ、七月に池田内閣が改選されて農林大臣はおやめになるといふと、ちよつと暗弊がありますが、今度自民党の幹事長に就任されるというふうなことも伝えられて、結局まあ農林大臣はおやめになる。こういうことになつて、あなたたち二人が、大いにこれはわれわれやるんだとおっしゃつたつて、今後あの方々、これはその長い間、基本法でありますから、運用されるのですから、自民党内閣でも他の内閣ができるかもしれない。そのときにこんなものはおれの方の考え方と違ふのだ。国会の論議も十分されておらないから、今後勝手な解釈が行なわれるようになっては、運用において困ると思ふんです。そこで、すね、繰り返して申し上げますが、十分国会で論議をしてこれを明確にしておかなければならぬ、こういうふうに思ふのです。そこでこの農業基本法の国会における論議といふものは、日本の農政史上長く記録にとどまることは明らかであります。またこの論議を通じて周東農林大臣が日本の農政史上に長く名を残されるかどうか、一にかかつて今後の国会における論議の態度ではないかと私は思ふのであります。従つてですね、どうも今までのようにまあ全知全能と言つちやあれでございまして、何でもここにどんな質問をしても、これはこうなんだ、これはこういふふうになるんだというふうにもう何でもかんでも、ともかく立

ちどころにお答えになっていきますけれども、私はそんなものではないと思うんです。中には人間ですから答えられないものがあるかも知れませんが、また研究して答えるという場合もあり得ると思うんです。それを今までのように、ともかく社会党が聞けば、その自分の方の考え方が全部正しいのだ、これはこういうふうな解釈をするんだというふうな態度では、私は周東さんの名前が日本の農政史上に長く残るわけにはいかないと、こう考える。従つて一つ日本農政史上に長く周東農林大臣の名前が残るようになつて論議をしていただきたい。心から私はお願いいたしますが、農林大臣のお考えをまずお尋ねをいたします。

○国務大臣(周東英雄君) いろいろと小林さんから御注意がありまして、ありがたくちょうだいいたしておきます。ただ、私は皆様の御質疑に対しては十分誠意をもつて今後もお答えをいたし、そうして御理解をいただいた上で済みやかに通していただきたい、こういうふうな思っている次第であります。十分御意見のあるところは伺いたいと思ひます。

○小林孝平君 そこで、私はまず前文と第一条についてこれからお尋ねをいたしますが、先ほど申し上げましたように、この法律は非常に法文が簡明のようで一説直ちに疑義が全然ないようにならねばならぬ、非常にわかりやすい。わからなければなりなく、後ほど申し上げますが、第一条のごときは、日本語になつていないんじゃないかと思ひます。主語がどこかに飛んでいてというような文章が書かれてい

るわけですね。そこで、これからだれにもわかるようになつて説明をしていただきたい。私は、ふだんは事務当局にあまりお尋ねをしないのですけれども、本日は大澤審議官からお答えを願ひたいとたくさんございますので、一つわかるように、将来疑義が起きないようになつてお尋ねを願ひたい。よく見るとわからない、何を言っているのかわからないということが多いですから、はっきりとこの目標がわかるように、一条に書いてある目標がわかるようにしていただきたい。目標がわからないと、この法律が通つたら、もうみなすくなくいくようにおっしゃいますけれども、東京で汽車に乗つてみたら、北海道に行くつもりが、動いたら鹿児島に着いてたんだというふうなことになるようにお願いしたい。

そこで、まず第一にお尋ねいたしますが、この法文の非常に大事な内容をなすものであります。農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、とあります。この不利を補正しなければ政府の所期する目標が達成できないことになってお尋ねしますが、具体的に、自然的制約による不利とは何か、社会的制約による不利とは何か、社会的制約による不利とは何かというものを、具体的に例を挙げてお尋ねいたします。どういふ制約による不利を補正するのかわかりませんが、今後の農業政策の目標がわからないと思ひます。また農民は、どういふことを政府が具体的にやってくれるかというところがわかりませんので、こういうことを前文にも書かれ、第一条の目標にも書かれていきますから、この点を明

らかにしていただきたいと思ひます。○政府委員(大澤融君) お答えいたしますが、一条にもありますし、前文にもございまして、それが自然的、それが経済的、それが社会的制約なんだというふうにお尋ねをいただかないで、自然的制約があることは、経済的制約にもなり、経済的制約になることは、社会的制約にもなるという意味で「自然的経済的社会的制約」、こういうふうに法文上表したのであります。これは先生御存じのように、農業が土地と結びついた生産が行なわれている。そのために、自然の変動なり、あるいは支配が他産業に比べてはるかに大きい。自然変動による収量の増減が激しいとか、あるいは生産期間が長いとか、あるいは生産の短期的な調整が困難だというふうなことがいろいろの制約になつて参るのであります。こういう土地を対象としたために、たとえば機械力の利用が限定されますとか、その結果、生産性がほかの産業に比べて低くなりかねないというふうないろいろなことがあります。

それはまた需要面についてみましますらば、農産物需要の弾力性が小さい。所得の増加に比べて、そうなかなか需要が伸びていかないというふうなことがあるわけですね。そういうふうなことは、今申し上げた生産上の制約と相俟つて価格変動を激しくするとかいうこと、あるいはまた、農業が零細多数の農家によつて行なわれているために、そうした場合は、さらに価格変動、自然的な変動、制約からくる価格変動をさらに激しくするといふようなことがあるわけですね。あるいはまた、労働力の社会的な流動が制約されてい

るというふうなことも、そういう制約だと思ひます。それが自然的制約で、それが経済的制約、あるいはそれが社会的制約だということではなしに、それそれが相からまつて自然、経済、社会的制約になつていく、こういう意味で表現をしたわけでございます。

○小林孝平君 そういう答弁ではこれは困ると思ひます。これは予算委員会とのときも言つたんです。予算委員会のとき、これを例示せよということをやれといつたら、今のような答弁はなかつた。その点は一々あげることではできないとおっしゃつたのでありますが、その基本法を立案するにあつて、そういうことを考えられているはずなんです。具体的なことも言つていただければ困る。それで、これは先ほど申し上げたように、今直ちにこゝで答弁せよといふ申しませんから、資料として具体的に一つ出していただきたい。こう思ひます。これはもう非常に大澤さんは都合のいいようにおっしゃつていまして、それ、そういうことでは通りません。まあこの点は、あなたはそういうふうな言ひをされたけれども、これからお尋ねすることは、あなた自身がもう答弁できないことになつていまして、これは私は委員長に申し上げますが、資料として、先ほど申し上げたように、直ちに答弁せよといふわけではないのだから、研究して一つお願いいたします。

○政府委員(大澤融君) 誤解があつてはいけませんから、もう一度念を押して申し上げますが、自然的な制約から不利を補正する、経済的制約からの不利を補正し、社会的制約からの不利を補正するのだ、そういう表現でなくて、

「自然的経済的社会的制約による」、こういうふうな説んでいただくと、私が申し上げた意味がよくわかりになつていただけたと思ひます。

○小林孝平君 しかしあなた、勝手にそうおっしゃるけれども、日本語の普通の常識からすれば、こう書いてあれば、自然的制約、経済的制約、社会的制約、こういうふうな説むのが当然なんです。それを、そういうふうな日本語をゆがめて答弁されては、この法文の解釈ばかりでなくて、これは非常に困るのではないかと思ひます。あなたはそういうことをおっしゃるけれども、ですから、説んだ人は、多くはそういうふうな説まないで、常識的に、政府はこういう自然的制約を除くして、あなたのおっしゃつたようなこともあつていい。しかし、社会的制約、経済的制約、自然的制約、そういうものもあるわけですね。そうしてそういうものを除去して、くれるのだといふ期待をしているわけですね。だから、そういう期待を与えていながら、それに代るものが当然じゃないですか。これはないなら、これはただ文章にうまく書いただけなんだけれど、こういうことをおっしゃればそれでいいです。これはほんの、刺身のつまじやないけれども、まあ飾りものなんだと言ひながら、それでもいいですよ。これは当然出さなければいけません。これは重大、重大というより非常な関心を持っている項目なんです。

○政府委員(大澤融君) 小林先生が言われるような意味に書くとすれば、たとえば「自然的」という次にボツを打ち、「経済的」という次にボツを打ち、というふうなことであれば、そういう意

産性といふことを普通に使つてゐるわけございまして、そういふふうな意味で生産性を現わす場合に普通労働生産性と、こう申しますけれども、労働の生産性といふ場合にも、今申し上げたように資本なり、土地なりがみな働いてゐるのだから、そういうことが今言つたようなことで表わされる生産性の中に見現されてゐるという意味で申し上げたのであります。

○小林孝平君 それはだめです。労働の生産性といつても、その中に資本や土地の生産性も含む、それは相関連して、それはそれでいいのです。それならば労働生産性と書いてもいいのじゃないか、労働生産性が重点なんだから、しかも先ほどあなたがおっしゃつたように、これは労働生産性と理解すべきであると言つておられます。やはりあなたの方の言うように、何もかも含むのが、というところ、今までの農林省の政策というものは土地の生産性を高めるというところに重点を置いたのです。だから今後もあなたのような解釈で、ときには、この生産性というのは、土地の生産性も含んで今までのように増産せい、増産せよといふことを言う農林大臣が出てこないとも限らない。周東さんがいつまでもおやりになつておられるならともかく、先ほど申し上げた通りに周東さんは七月におやめになるのではありません。あなた、そんなことでは困ると思う。次に来た大臣が、何だこれは、私はそういふふうに従来の通り増産政策をやるのだといふことになりかねないから、ここにちゃんと前文の最後の方に書いてあるのだから「農業の向うべき新たなみちを明らかにし、」と、ちつとも明らかにしてないじゃないや。

ありませんか、あいまいなことをしているじゃないですか。明敏な大澤審議官の御答弁はどうかと思うのです。どうですか、これは私が念のために、じゃ労働生産性と書くのですねと、こう言ったから、こういうことになつて、黙つておればあなたの解釈で、これは労働生産性と解釈したすべきものであるということ、記録に残るわけなのです。私は、これはしつうとは、あなたのような学者でない者は、生産性と書いてあるものだから、これは含むのかどうかという疑問を持つ人が非常に多いのです。私も持ったのです。ところがよく読んでみると、どうも労働生産性らしいので、お尋ねして疑義のないようにしたいと思つてやつてゐるわけです。私は農林省を困らせようと思つてやつてゐるわけではないのです。

○國務大臣(周東英雄君) もうこれは小林さん御承知の通り、現在の経済学一般からいふと、生産性というものは、大体労働生産性というものをさしておられますが、農業に關連するにおきましては、土地、資本、労働というものを総合して一つの生産が行なわれる。生産されたものが、価格表示されたものの中から、物的な費用を差し引いたものが収益として出てくるわけですから、それを労働従事者の頭で割るとか、あるいは労働時間で割つて、そうしてその農業の生産性が高いとか低いとか、こう言つてゐる。これは私は大澤審議官の言つたことに私は間違ひがないと思ひます。人、個別にれば、それだけの生産性を上げることについて、土地の生産性を高めるために土地改良技術をやるとか、農業技術を高度に利用して土地を集約して生産を上げるとか、資本を最も効率的に使つていくということも入りますが、終局的ところは、それだけを、労働、資本、土地というものを込みで結びつけて、そこで行なわれて出てきた生産物というものを価格表示し、その中から物的な費用を差し引いて、それを労働時間なり、労働頭で割つて一人当たりの生産性がどうかということ議論をされることには、私は間違ひないと思ひます。ただこの基本法は、一番日本でおかれてゐるのは、何かといへば、やはり一人々々のおのおの生産性が低いということとを今度は直しつゝ、一人一人の所得も上げていくというところにならなければならぬから、一応こう書いてありますが、それは労働の生産性をさすのでありましよう、こういうことを答えたのであつて、あなたの御指摘のように、土地の生産性を見ないのだとか、あるいは資本の生産性を見ないということではないのです。そのことを今説明したのだと思ひます。

○小林孝平君 私は、だから農林省の政策として資本の生産性を高め、あるいは土地の生産性を高め、あるものを排除するものではないのです。これは当然やられるでしょう。しかしこの法案の第一条に「生産性」といふのは、これは労働生産性なんだから、労働生産性という書くのが当然じゃないか。というの、この第二条の二号の最後に、「農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図ること」といふふうになつて、土地生産性も向上させるということも入つてゐるのです。だからここに労働生産性であるということとを明確に、この趣旨を明確

にしても何ら差しつかえがないのです。むしろここにしないことによって非常に混亂を來す。これは將來あなたたち農林省の事務当局がこの法案の運営をするのに非常に困るのです。年議員立法等を中心にして国会で議論をされる。そのときに目標がきまつておらないから、ああでもない、こうでもないと言つて、私は農林省はひつくり返つたやうになつて仕事ができなくなるのじゃないかと思つてゐるのです。従つてともかく明確にできるものは明確にしていく、こういうことにしなければならぬと思ひます。これもまあ大澤さんおわかりになつたと思ひけれども、何も今直ちに回答せよとは言いませんから、まあ程からでも、程の休みにでも考へて、どうしたらいいか、あれして下さい。大體政府は、立ちどころに回答しないと工合が悪いという考へ方をされるけれども、最初申し上げたやうに、何も全然能くなんと思つておりませんよ。だからよく考へて、これは労働生産性と書くのがいいと、こう思われれば、また程からお尋ねいたしますから、問題残しておきます。

○國務大臣(周東英雄君) あんまり問題を残されても困るのですが、私は大澤審議官の言つてゐることは、他産業との比較において農業の生産性を高めると、こう言つてゐるのは、第二次、第三次産業、鉱工業において生産性と比べ、やはり設備の生産性とか資本の生産性をさすに、あなたも十分御承知のやうに、これは労働生産性で言つてゐる。そこに比較しようといふのですから、私は農業の生産性といふものは、結局こう書いておいても、労働の生産性との比較であるといふことははっきりしておるということを、私どもは考へてゐるのです。

○小林孝平君 これは先ほどの大澤審議官の答弁を農林大臣は訂正されて、これは生産性と書いてあるけれども、労働生産性であるといふことをおっしゃいましたから、直すか直さぬかは別にいたしました、これはそういうふうにおわかりました。

そこで、この「所得を増大して」といふことがありますが、所得とは一体何ですか。

○政府委員(大澤融君) 生産の中からは……。

○小林孝平君 ちょっと。そういうことを言ふとちよつとむだになりますから、この所得には、農業所得のほか、農業外所得を含むのですか、含まないのですか。

○政府委員(大澤融君) 農外所得、つまり兼業所得もある場合には含まれます。

○小林孝平君 ある場合といふのは、含むときもあるし、含まないときもあるという意味のある場合でなくて、農業外所得があるときは全部含むと、このやういふわけですね。

○政府委員(大澤融君) 農業従事者として他産業も兼業するといふやうな場合には、この所得には兼業所得も含む、このやういふことになります。

○小林孝平君 さらにこれには、社会保障費等による給付ですね、そういうものを、養老年金とか、あるいはその他の社会保険費、そういうものも含むのですか。

○政府委員(大澤融君) 含みます。

○小林孝平君 ともかく全部の所得を含むと、こういうわけですね。

含むと、こういうわけですね。

そこで、ここに「均衡する生活を営む」と書いてあるのです。生活といふのはどういふことなんですか。

○政府委員(大澤融君) 収入によつて支出をまかない、その支出によつて、あるいはまた貯蓄しておつたものを使つて、あるいはまた同じ貯蓄、同じ支出であつても、生活のいわゆる生活改善をするといふやうなことで、われわれの人間の究極的な福祉を得るということだと思ひます。

○小林孝平君 そこで、一具体的にはどういふことを示すのですか。これは非常にばか然としておりますけれども、具体的にはどういふことによつて生活が均衡したかどうかということを示すのですか。

○政府委員(大澤融君) 今申し上げましたやうに、消費支出が各農家なり、あるいは他産業の従事者なりについてどうなんだといふやうなこと、あるいは貯蓄の状況がどうなんだといふやうなことを取り上げて比較をするわけでございます。

○小林孝平君 ちょっともう一回、具体的にですね。

○政府委員(大澤融君) 消費支出がどの程度なのかといふやうなこと、あるいはまた、貯蓄の状況がどうなのか、その貯蓄がどういふふうに使われたのかといふやうなことをとつて、比較をするわけでありませう。

○小林孝平君 そうしますと、現在その農村の現状において、農村のこの生活と他産業の生活、今申されたやうな貯蓄の額あるいはその貯蓄の使い方、そういうことも含めての比較といふものを、ちよつと資料として出して

だきたい。もつとも、この比較する他産業従事者ということに非常に問題がありますけれども、それは後ほどやりましますから、今おっしゃったように、具体的にどういふことを比較するんだというのを、資料として出していただきたい。そうやらないと、将来均衡した生活が営むことができたかどうかというとき、あのときの話と違ふというふうなことになる。困りますから、大体どういふことを比較するのかというのを、具体的に資料として提出するようにお願いいたしておきます。

○政府委員(大澤融吉) 後ほど提出いたします。

○小林孝平君 そこで、そういうふうな、今の生活の均衡というふうなことは、非常にばく然としているんじゃないかと思ふのです。農民には一体よくわからないですね。この法律を読んでも、また、今の大澤さんの御答弁によつてもはつきりわからないと思ふのです。そこで、これは所得の均衡とするのがいいんじゃないか、所得の均衡というのであれば話がわかるけれども、生活の均衡などということになる、まずこの文章を見てわかるものはないとどない。あなたの御説明を聞いてもよくわからない人は少ないだろう。これはその生活のものとさかのぼつて所得を均衡させるという考え方がいいんじゃないか、どうなんですか。

○政府委員(大澤融吉) この基本法の第一条の目的としましては、一つは農業の能率の観点から、それから一つは、農業従事者の福祉の観点からの目標を掲げておるわけでありまします、所得という場合には、今申しました能率

の視点と福祉の視点とがあるわけですが、それを所得の均衡ということだけにいたしますと、能率の視点あるいは福祉の視点という、そういうのはつきりした立場がほけるといふことで、所得の均衡といふことと違って、所得で表わされている能率の視点と、それから所得を中心とした所得ばかりじゃなく、生活環境その他他人の生活という福祉の観点とに分けて目標を掲げたわけでありまして、そういう意味で、所得の均衡といふことでなくて、農業従事者の問題は、はつきり福祉の観点から、もちろん所得がその福祉を得るためには、大きな役割を果たすわけでございますけれども、そのみに限らないで、生活の均衡といふことにしたわけでありまします。

○小林孝平君 その、あなたの主張はわかるのですけれども、具体的にこれを表わして比較をするといふことになれば、非常に困難なんです。そういう考え方はわかるけれども、実際今後比較するとき非常に困難であつて、それよりもむしろ、わかるように、まあわからぬようにするのが目的であればいいから、ごまかすと言つちや悪いけれども、ぼやつとしてどういふふうにも解釈できるというふうにするのが目的であればわかるけれども、みんなに、農民に、もうはつきり、こういうことが国の目標であるといふことがはつきりわかるようにするのなら、その生活の根拠である所得の均衡といふことにすべきではあまりせんか。また、そういうことをすることによつて、農林大臣がしばしばおっしゃる通りに、これは農民の自主的の創意によつて基本法の

運用をやるのだ、こう言うけれども、そういう農民の創意を刺激するには、わけのわからないことを言つたんじゃないかと、国がはつきり目標を掲げて、だれにもわかるのと、所得を均衡させると、こういうこととらわります。均衡といふのは、これはあとから問題がありますけれども、一応ともかくわからぬですね。わかることとなくちやならぬですね。わがかりがわかつて、僕もまだわからない。まして、一般の農民の方はわからない。わからぬことを言つたつてしやうがないじゃないですか。これは政府だけわかつているならばいいのですか。

○政府委員(大澤融吉) 生活の均衡をどういふ資料でやるのだといふことについて先ほど御質問がありました。このことは、単に私どもがただいまある資料からやるというだけのことではなくて、今後、専門的な事項になりますので、農政審議会等の意見も聞いていろいろやるわけでありまします。単に今は、後ほどまた資料を御提出申し上げたいと思ひますけれども、全国消費実態調査、あるいは農家経済調査といふようなものから、都市の勤労者あるいは中小都市の勤労者、あるいは町村都市の勤労者といふものの家計費が出るわけでありまします。あるいは農家経済調査から農家の生計費が出るわけでありまします。そういうものを材料にして生活の均衡といふようなことを比較をしていくわけでありましますけれども、これにつきましましては、さらにいろいろな統計資料を整備して生活の均衡、生活の比較ができるように、生活水準の比較ができるように、これは逐次やつ

ていかなければならぬ問題だとは思ひますが、そういう比較をしてやつていくことが、先ほど申し上げたように、所得といふのは結局生活をするといふことが目的なんです。生活をして福祉を得るといふことが目的なんです。その生活と比較するといふことは、福祉的な観点からは完全なものだ、と、こういうふうな考へております。

○小林孝平君 そういふのは学者や何かにわかつてのことです。しかし、一般人にはわからぬのです。一般の人にはわからぬだけでなくて、わかつたとしてもそれは困るのです。たとえば都会では一人働いて全部の家族を養つておる。農村では二、三人働いて生活をしておる。だから、生活は同じであつても、所得は非常に違ふわけなんです。だから、これは所得をひとしくするといふ考へ方は、社会正義の理念に基づいて考へる考へ方が出てくるのですが、こういうことから言へば、そんな生活水準などといふことでなく、所得をひとしくする、少なくとも、農業憲章とかいわれる際には、そういうことでなければならぬと思ふ。もつとも、農林省は自信がないから、所得の均衡などはとても思ひが寄らぬから、農村ではみんな細々と半人前のことをやつて働いてもらつて生活の均衡がまんしてもいいやないといふならわか。それならそれでわかるけれども、これではあまり画期的じゃないやないですか。

○国務大臣(周東英雄君) どうも私は小林さんともあつた人の御質問とも思ひえないのです。各個人々々、農業従事者一人当たりについて低い生産性を高めて、所得を高めていこうといふことははつきり出ております。しかし、私どもは、特に所得と書かずに、均衡の問題については生産を均衡せしめようといふことに、むしろ私は大きなねらいがあるわけでありまします。農村はただ農業だけ営んでおるといふことと、やがては生活環境の改善といふことが、これは生活を豊かにし、生活内容を豊かにし、そして農村について意欲を持たせることになる。その意味においては、社会保障制度あたりも、これはもう御承知の通り、農村、農家、婦人に対するものが非常に低い、こういうものを一体どうするかといふことは、やはり私は農民の生活を豊かにする内容だと思ふ。今後の農村農業といふものは、農業だけで農村生活を高めるといふことであつてはならぬのであつて、農村農業をやるためには、社会保障制度なり、あるいは教育制度なり、あるいは上下水道、衛生設備なりその他いろいろ問題について、やはり今までおこなつておることを取り戻して生活といふものを豊かにするといふことがねらいであつて、今小林さんの御意見を聞いてみると、そんなものは要らないのだ、所得を増増と一緒にやれ、それをできぬからごまかすのだらうといふことは少しひど過ぎると思ひます。

○小林孝平君 先ほど申し上げたように、農林大臣はぜひこの法律を通そうといつて非常に情熱を傾けられておる。私はよくわかるのです。その情熱があまり強いものですから、ちよつとあ

なたの氣にいらぬことを言う、あなたも考へて思ふなれないなどということをおしやる。二、三日も戸田君の質問に対して、戸田君は學者だと思つたけれども毒舌家だ、あんなことで毒舌家だなどといつて驚いてゐるのじゃ、今後この農林委員会の審議はできないのじゃないかと思ふのです。あの程度のこと毒舌家だなどと言つては、これはちよつと私はもう農林大臣にお尋ねできないことになる。あなたの都合の悪いことは毒舌家だとか、あなたも思ふなれないかなんとか言つて、その人の質問を封するやうな態度はやめていただきたいと思ふのです。

そこで、私は何も社会保障の制度をやるなどか、農村の環境をよくすることをおしやるなどか言つてはいないのです。ここに書いてあることは、これは所得の均衡とすべきであつて、生活の均衡というやうなことを言うとは非常にむづかしいのです。しかも大澤さんがさつき言われたやうな生活の水準の均衡ということでは、その農村のその水準の取り巻く環境というものはどうなつてゐるか。上下水道を布設されてゐるか、あるいはそこに医者がゐるか、いかというやうなことで、ちつとも出てこないじゃないですか、数字だけでは。それはあとで別にやるのです。なぜかういふことをあなたたちがお書きになつたかといふと、農村では三人くらい働いてまあたかば一家の収入が四万円だ。片方は一人働いて四万円だ。生活水準は数字の上で言へば同じなんだけれども、所得の方で言へば三分の一くらいになつてしまふ。かういふことでこれは所得の均衡ということ

は困難だといふので、へこたれてかういふふうになつてゐるのだ。だから今はそれは困難ですよ。私も今直ちにやれとは言ひませんが、それが農業基本法でございませうといつてこの前文までつけて、もつともうしよ……この前文は社会党がつけたから、政府もまねしてついたらしいのだけれども、このもつともうしよ基本法だとか憲法だとか、かうおしやるなら、今はだめだけれども目標をそこに置くのだ、われわれは社会正義の観点からかういふところに目標を置くのだといふならりつぱなんです。私は先ほど周東さんが日本の農政史上に名を残すか残さぬかといふことは、かういふところから関係してくるのです。あなたがさういふお考えでやりなれば私は長らく日本の農政史上に名を残すのじゃないか、かう思ひまして、先ほど申し上げてゐるのです。残らないように、残らないようにとあなた答へられてゐるのです。従つて大澤さん、審議官の補佐も、農林大臣の名が不朽に残るやうに答へなければいけませんよ。どうですか。

○政府委員(大澤融君) 今お話がございましたけれども、他産業では一人で幾らもの所得しか得られないじゃないか、さういふ問題確かにあるわけですか。さういふことで所得の均衡といふことだけにはいたしません、さういふことがほけるわけですか。結局今申し上げたやうなことがあるといふことは、生産性が低いといふことからさういふことになるわけですか、さういふ意味で、生産性の問題と今大臣が言われた生活の問題と二つにはつきり分けて目標を掲げ

て、さういふ方向をやるということこそ大事なことでないかと、かういふふうになつておられます。

○小林孝平君 あなたの御答へは違ひますよ。生産性の問題はちやんとここに、前に「他産業との生産性の格差が是正されるやうに農業の生産性が向上すること」ちやんとこれは目標があるのです。それからさういふ所得を増大して均衡する、かういふふうになつてちやんとあなたのさういふことはわかるのですが、ちつともあなたのさういふことを実施するに妨げないのです。これは水かけ……今回答はどうかといふことはありませんから、これから一つよくお考えになつて下さい。だから、あとからまたお考えになればあそこかといふこともあり得るのです。次にいきます。

そこで、所得の均衡あるいは何とかの均衡といふことをいふけれども、均衡とは一体何だ。字引を見ますと、均衡といふのはつり合ひと書いてあるのです。つり合ひといふのは、この間の予算委員会でも言いましたけれども、このくらい違つてもつり合ひなんですけれども、これくらい違つてもつり合ひなんです。同じでもつり合ひなんです。さういふあいまい模範たる表現は、私はおかしいと思ふのです。これは少なくともひとつとくする、今は困難であるけれどもこの基本法の精神からいへばひとつとくするといふことでなければこれはならぬと思ふのです。これはどうですか。

○政府委員(大澤融君) つり合ひがとれるといふことだと私は思ひますけれども、つり合ひがとれるといふ意味はひとつとくするべきものとひとつとくするのだ、かういふことだと思ひます。さういふ意味では均衡といふことをひとつとくするといふ意味におとりになつてけつこうだと思ひます。

○小林孝平君 あなたちよつと、この字引を引いてごらん下さい。均衡といふことはひとつとくすることもあるけれども、つり合ひをとるといふことなんです。大澤さんも字引をお引になつたんだらうと思ふけれども、それは違ひです。均衡の中にひとつとくする場合もあるけれども、それは一部分なんです。さうですからこれはあなたの今の御説明でも、あなたは同じだと言ひながら、ひとつとくすると言ひたらどうですか。ひとつとくする意味なんだと、さうおっしゃたら、さうお書きになつたらどうですか、さうすれば農民もわかりますよ。

○政府委員(大澤融君) 今申し上げた意味をはき違へておられると思ふのですが、先生がおしやる通り、均衡といふことは、つり合ひをとるといふことだと思ひます。つり合ひをとるといふ意味は、ひとつとくするべきものが、ひとつとくするといふ意味で、ひとつとくするといふ意味が均衡の中にあると、さういふふうになつたのです。

○小林孝平君 では均衡といふものはだれが判定するのですか。これは先ほど申し上げたやうに、ときの内閣あるいはときの大蔵省あるいはそのいろいろの政治情勢でこれをやうと思つてもやれない場合は、均衡をとれと言つても水かけ論じゃないですか。少なくともひとつとくする努力は、社会正義上当然のことではないですか、均衡、所得をひとつとくするといふ概念は、しか

も、ひとつとくするべきものをひとつとくするの、差があるのを均衡だなんだ、さういふのは非常に独善的ですよ。さういふ考え方でこの法律を運用されることになつたらこれは大へんですな。

○国務大臣(周東英雄君) あなたの御指摘のやうに、均衡という言葉の持つ意味の中には、ひとつとくしたものの均衡といふ字で現わし、つり合ひのとれたときも均衡で現わすとおっしゃつておる、その通りなんです。あるいは、ひとつとくすることを目的としてだんだんと努力して引き上げていく。しかもこのことはある時点において均衡がとれても、だんだん経済発展に伴つてまた動いていく、それに応じつやはり農業の方も努力し続けていかなければならぬ。およそこの問題は、やはり生活について均衡せしめるということとは、動きつづけるものといふことも考えなければならぬ。そこでさういふ意味合ひでは、私はおよそ社会生活における農業者の生活と他産業に従事する者の生活といふものを、先ほど大澤審議官の言つたやうな形において、どの点をどういふふうに見て均衡せしめるかといふことは、すでに私は客観的な妥協の一つの答へが出る。これは農政審議会等において一つの案を立てようといふことであります。ある時点においてとつた程度の均衡の事柄が、常にそのままでいいといふわけじゃないので、絶えず動きつづけるものに絶えずわれわれが努力していくところに、私はこの法律のねらいがあり、またそれによつて私は施策を絶えず続けていかなければならぬと思ふのであります。

は国民にわからせないのが主眼なんです
すか、わからせることが主眼なんです

しょう。それならばちゃんと書いてもらいじゃないか、書いてたつて何にも都合ないじゃないですか。

○政府委員(大澤融君) 第一条から第三条までのような書き方で今言つたような趣旨が入つておる、こういう意味で申し上げておるのでございます。

○小林孝平君 あなたはそうおっしゃいますけれども、私は法制局その他法律の専門家に聞きましたら、これはやはりわからぬ書き方をしている、こういう人が多いのです。私、あなたにしろうとだと思つておるが、そう言へば、もう一つともう一つ言へば、もうへこたれるだろうと思つたろうけれども、私だつて勉強しておるのですから、字引だけ引いておるわけではない、そのくらのことは、謙虚にあなたにすればいいじゃないか。そうすればよくわかるというのだから、わかるようにしたらいけないか。もう自分が書いたのだから、もう変えられないのだ。そういううちこちの頭じゃ困るのだよ。もつと弾力性を持つて、人の話を謙虚に聞いたらどうですか。政府はともかく自分の原案は少しでも不備を指摘されると、むきになつて答弁をされるけれども、おかしいじゃないですか。これも後ほど。

ちよつと質問からはずれますけれども、農林大臣に先ほど申し上げようと思つたけれども、長くなつたからやめたのです。今回国会制度の調査を衆参両院でやることになつたらしいのです。私は国会運営について、国会に出るから考へておることが、どうしても改めなければならぬと思つておることがあるのです。委員長、ちよつと法案の審議をはずれますから……。

○委員長(藤野繁雄君) できるだけ簡単に。

○小林孝平君 さつきから簡単に、まだやらなければならぬことをみんな留保して時間を節約しているじゃないですか。あんたおかしきこと言ひなさんな。そこで、この国会運営のやり方を見ますと、新しい憲法の精神によらないで、帝國憲法時代、帝國議會當時の国会運営がやられておるのです。その一つは、この委員会の運営ですね、この旧憲法下における天皇の政府、天皇の官吏にものを聞くという形なんです。新しい憲法においては、与野党の議員がディスカッションをして、討議して結論を得ていくというのが新しい憲法のやり方じゃないか。私はどうしてもこれを變えなければいかぬとかねがね思つていたので、そこで今回のこの審議を見ていますと、まあ、旧帝國憲法の残渣がきつめて濃厚なんです。農林大臣は、新しい国会になつてから国会にお出になつたけれども、長い間政府委員として帝國議會當時の国会運営に参画されておつたから、ややそういう残渣を濃厚に保有されておるのではないかと私心配しておるのですけれども、もう少しわれわれのこの委員会の論議というものを尊重して、いものは虚心たんかきに聞き、取るという態度にやつていただかなければ困ると思うのですが、いかがでございますか。

○國務大臣(周東英雄君) 先ほど申しましたように、十分御意見は拝聴いたしております。

○小林孝平君 大澤審議官、そういう態度で、あなたが作つたものは、あなた方の説明するものは、これは金科玉

条で一語たりとも直すことができないのだ、これがもう最高のものであるというふうな態度は、これは一つちよつと改めていただかなければいかぬと思つておる。今のような問題きつめて技術的な、大したことを言ひなさんな。それを、そんなことを言ひなさんな。それはおかしいと私は思ひます。それ後ほどまたやりませう。

そこで、この法案第一条の最後に「地位の向上を図る」と書いてありますけれども、地位とは何ですか、これもわからないですね。

○政府委員(大澤融君) ほかの法律でも、たとえば社会的経済的地位というやうな言葉が使つてございしますが、それと同じ意味なんです。ここでは経済的地位のあるいは文化的と広い意味での農業従事者の地位、そういう意味での地位の向上という意味で使つております。

○小林孝平君 社会的、経済的、文化的地位、広い意味の地位、よくわからないんです。結局何だか。ちよつとも具休性がないんです。だから、こういうことになつておるから、農業基本法というものは一体何だかわからぬという意見が出てくるんじゃないかと思つておる。それならばまあそれはそれで、第一条に、「他産業従事者と均衡する生活」と書いてあります。この他産業従事者というのは、資本家を含むのですか。

○政府委員(大澤融君) 広く他産業従事者といふ場合には、そういう意味で全部含むと思ひますけれども、ここで申しましたのは、先ほど均衡ということでお話がございましたように、つり合いがとれた生活水準にするという

ことでございしますから、どういふものと農業従事者の生活を比較したらいいかというところは、いろいろ議論があると思ひますが、今言われたやうな意味で、一般的な意味ではそういうものを含むといふことになつておると思ひます。

○小林孝平君 この第一条の他産業従事者には、資本家を含むか含まれません。

○政府委員(大澤融君) 含むと思ひます。しかしどういふものと均衡するかという問題は、これは別問題だと思ひます。

○小林孝平君 ここにあれですか、ほんとうにこれは他産業従事者に資本家を含むのですか。

○國務大臣(周東英雄君) 広い意味で、他産業従事者という、かなり広い概念ですね。だから資本家というものが、何が資本家という、他産業に……、従事者ではないと思ひます。つまり問題は、あるいは中小企業者、自営業者がある、仕事に従事しておる勤労者もある、こういうふうな何をどうしてやるかという、それはちよつと今大澤君が言われた、資本家につり込まれた……資本家という産業従事者というものは、ちよつと私は概念的にはどうかと思つておるが、あなたの言われる、大きな資本を出して業を営んでおるものを含むのかというふうなことは、一つの産業経営者として考えられま

しょう。その場合、農業者は自営農業として企業者の立場もございします。あるいは労働者の立場もある、こういうふうないろいろな場合が出てきましようが、そのところはつきりと分けて一つ話したいと思ひます。

○小林孝平君 これは非常に、垣から

やりますけれども、今言つておる大澤さんだつてよくわからないじゃないですか。相談してやつておるじゃないですか。資本家がこれに含むか含まぬかはつきりしないじゃないですか。

○政府委員(大澤融君) 資本家という意味が、非常に誤解を招く言葉と思ひますけれども、私は大きな資本を出して経営をされておる方、そういう意味で今言われた資本家もここに入る、こういうふうにお答えしたわけでございます。

○小林孝平君 それは今までそういうことを言つていますか。そうでないんじゃないですか。総理大臣……これは速記録を見て、じゃ、これはつきりわかるまで審議ができません。これが一番重要な問題なんです。おそろく、今までそういう資本家というものは含まないといふことをはつきり言つておられます。総理は。

○政府委員(大澤融君) 他産業従事者という概念の中には、もちろん入るでしようけれども、今言われたやうなことが入りますけれども、他産業の従事者の中で何と均衡させるかという場合の他産業従事者というものは、ちよつと大資本を抱えて経営されておる方というものは入つてこないのではないかといふふうに推察いたします。

○小林孝平君 だからここでは農民と均衡する生活という、こういう方を対象として他産業従事者と今言つておるのだから、あなたの意見によれば、他のところ書いてある場合は別だけれども、ここでは資本家は入らぬといふことじゃないですか、入らぬでし

やりますけれども、今言つておる大澤さんだつてよくわからないじゃないですか。相談してやつておるじゃないですか。資本家がこれに含むか含まぬかはつきりしないじゃないですか。

○政府委員(大澤融君) 農業従事者と均衡をとる相手方の産業従事者という意味では、そういうものは入ってこないのじゃないかと推察いたします。

○小林孝平君 要するに、この他産業従事者に入らぬということではないですか。回りくどくあなたのおっしゃっているけれども、最初の誤りだといふことが工合が悪いものだから、回りくどく言われるけれども、結局最初言ったのは間違いで、ここにいう産業従事者には含まぬということじゃないですか。あなた含むと言ふなら、速記録を明らかにするまで質問はできませんがね。

○政府委員(大澤融君) 繰り返して申し上げますが、均衡する相手方の産業従事者という意味では入らないと思ひます。

○小林孝平君 そういふごまかしのことじゃいけませんよ。ここに書いてある他産業従事者には含まぬと、こうおっしゃればいいんです。ここにいう他産業従事者というのは均衡する相手方じゃないですか。

○政府委員(大澤融君) 資本家というのは、抽象的な概念で議論をしていただいておるわけでございますけれども、農業従事者の生活は、究極の目標としては非常によくなるということをお願いわけでございますから、それと対比する他産業従事者というものは、長年の目標としては非常にいいものが選ばれるということがあり得ることでございますから、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○小林孝平君 おかしいじゃないですか。その資本家という概念が明らかでないとか何とかいうことなら、初めから

ら言つた方がいい。追い詰められて、資本家なんて言つても概念がはっきりしないから、資本家という概念でもつて、とにかく含むか含まぬかという議論をして、均衡する相手方としては含まぬ、こう言つておる。均衡する相手方なんですから含まないといふことなんです。あなた頭がいいから、ぐるぐる言つてごまかそうとしてもだめですよ。これはごまかすつもりはないかもしれませんけれども、悪い性となつて

いるといふか、結局そうなんです。ぐるぐる言つていけば、たいてい相手方もそれで終わつてしまふが、これは終わらせるわけにはいかんです。これはわが党の江田書記長も総理並びに農林大臣にこの点を……。これはまだ本論に入らぬのです。これから入るのですが、まあ、ここで委員長休憩をしてですね、よくあれしたらいいかと思ひますが。

○委員長(藤野繁雄君) 午前はこの程度とし、午後は一時三十分より再開いたします。

○委員長(藤野繁雄君) 午前はこれの程度とし、午後は一時三十分より再開いたします。

それでは休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

この際、委員派遣承認要求に關する件についてお諮りいたします。

農業基本法案(附法第四号、衆議院送付)、農業基本法案(參第一三三号)及び農業基本法案(衆第二号、予備審査)の審査に資するため、委員派遣を行なうと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、本院規則第八十条の二により、議長に提出すべき委員派遣承認要求書の内容及び手続等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○委員長(藤野繁雄君) 農業基本法案(附法第四号、衆議院送付)、農業基本法案(參第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)以上三案を一括議題とします。午前に引き続き、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○龜田治君 ちよつと速記を。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

○小林孝平君 午前の他産業従事者の問題は後ほどやることにいたしました。

別な問題をやります。この第一条に「他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること」と書いてあるのです。この格差が是正ということと農業の生産性が向上するということと一体どっちが重点なんです。

○政府委員(大澤融君) どちらが重点という御質問の意味、よくわかりませんけれども、生産性の格差が是正されるように生産性が向上する、こ

うふりにお読みいただきたいと思ひます。

○小林孝平君 じゃその次に「農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営む」ところあるので、これはどっちが主なんですか。

○政府委員(大澤融君) 「他産業従事者と均衡する生活を営むこと」と、それに所得を増大するといふことは、生活といふ中では大きな意味のあることですから、まずそれだけを取り出して「所得を増大して」と、こ

うに言つたわけですね。

○小林孝平君 そうすると、均衡する生活といふのが主なんですね。

○政府委員(大澤融君) 主と申しますとあれですが、「他産業従事者と均衡する生活を営む」と、その一つの大きな手段として所得を増大する、とこ

う言つたわけですね。

○小林孝平君 だから手段ですから、その一つの目標を達する手段だから、均衡する生活といふのが主であつて、所得の増大がその手段なんでしょう。そこでこの前の文章ですね、さっき言つた「生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること」といふのは、日本の文としては、生産性を向上することが主であつて、是正されるように向上することといふのだから、是正されるようにの方が主じゃありませんか、日本の文として。これは何かえらい枝葉末節にこだわつて

るようだけれども、そうじゃないのですよ。これに従つて法律の運用すると非常に違ふのです。どういふところに重点を置くかといふことが違ひますから、中にお笑ひになつてゐる方があると思ひますけれども、この点はな

な

な

○政府委員(大澤融君) 生産性が向上すること、その向上のあり方を「他産業との生産性の格差が是正されるように」といふ言葉で表わしておるわけ

です。

○小林孝平君 要するに、下の方は均衡する生活が主であつて、所得が増大といふのは手段なんですよ。そこでこの二つを比べて見ますと、生産性の格差といふことは、均衡する均衡といふことと、格差の是正といふことは均衡と相對してゐるんですね。それから生産性の向上といふのは、所得の増大と相對してゐるんですね。従つてこれは明確にだれが読んでも明らかにする

ためには、均衡と増大にいずれに重点があるかといふふうにちゃんと整理して書いてないといふからなんです。従つてこれは生産性の格差が是正されるように、生産性が向上するといふことと所得を増大して均衡する生活を営むといふことは逆になつて書いてあるんですよ。これは整理が悪いんじゃないですか。こ

ういふふうには前後さかさまに書いてあつたり何かするから、せつかくあなたたちの考へてゐる意図が明確に表現されないんですね。表現が非常にあいまいになつてゐる。従つて読む人が何が書いてあるかわからな

い。あるいはその目標があいまいになる、こ

の発展と農業従事者の地位の向上を図ること」。農業の発展と農業従事者の地位の向上と、こういうことでございませうけれども、その農業の発展というのは農業従事者の地位の向上というのととは、どういふことをめどとしてやるかというところが説明として上についているわけで、農業の発展のめどといたしたしましては、農業の生産性が向上することを期することができるところをめどとしてやるのだ、そういうふうに書き分けてあるわけです。そうしてそれからそれが生産性の向上というところのあり方はどうなのかというところ、他産業との生産性の格差が是正されるようにということとで向上をしたい、向上するということを言っておりますし、それから「他産業従事者と均衡する生活を営むことを期すること」この場合には生活の中で所得というものの役割が大きいので、一例として農業従事者が所得を増大して、増大という意味を書いたわけでありませう。これのみが均衡する、生活を営むことを期することができるようにという全部の手段ではないわけですね。

○小林孝平君　先ほど申し上げておるように、あなた方自分のにこだわるのかどうかわかるかと思つて無理にやら、それを説明しようと思つて無理に説明されるからますます変になつてくるのです。この農業の発展に対応するのは前段であつて、地位の向上は後段であるなんていうのは、こんなのは全然文章の構成からそんなふうになりませんよ。これはこういうことをめど

として、前の目標は「農業の発展」と、
こういうふうになっているのに、これは
は対応しているものじゃないのです
ね。全然違うんですよ、その話は。だ
から、あなたの今おっしゃったこと
は、そういう説明をされたらします
わからぬですな。そういうつもりで書
かれていたとすれば、これは全然書き
直さなければ何人もわかりませんわ。
そこで、その意味の通じないついでに
申し上げますが、今のあなたのような
解釈なら、これ全部書き直さなければ
は、おそらくあなただけです、そんな
なことわかったという人は。そこで、
その前に言いますがね、この文章は非
常にあいまいな点があるんです。主語
が一つ欠けているわけです、主語が。
それは、「国の農業に関する政策の
目標は、農業及び農業従事者が産
業、経済及び社会において果たすべき
重要な使命にかんがみて」と、これは
わかりましたよ。目標はどうであるか
という、その次、「国民経済の成長
発展及び」云々云々、「営むことを期
することができるとを目的として」と、
こゝろ書いてあるが、この「期する
ことができる」というのは、だれが期
するのです。主語がないじゃないです
か。

○政府委員（大澤融吉） 先ほど説明申
し上げたところで私言葉が足りなかつ
たかと思うんですが、これを期するは二
つあるわけです。この目標には二
つあるわけで、一つは「他産業との生
産性の格差が是正されるように農業
の生産性は……」

○小林孝平君 そりゃないんです
よ。ちよつと待って下さい。「他産業
との生産性の格差が是正されるように

農業の生産性が向上すること」と、「一つの目標がある。『及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期すること』と。これはだれが期するんです。その主語がないと思ひます。人によつては国だと思ひ人もあるし、これは農業者だと思ひ人もあるんです。

○政府委員(大澤融吉) 「期すること」が、できることを目的として」といふのが主語は、二つにかかります。一つの方の主語は「農業の生産性」ということになります。もう一つの方の主語は「農業従事者が」ということになります。

○小林孝平君 そんなことはないんじゃないですか。これは向上することとを期するといふのであつて主語じゃないんですよ。これは目的じゃないんですか。主語はどれかと言つてゐるわけですか。主語がないんです、この文章には。どつかにふつ飛んでゐるんです。

○政府委員(大澤融吉) 今申し上げたように、「農業の生産性」といふのが主語で、「向上すること」「を期すること」とができることを目的として」と、こゝで読むわけです。

○小林孝平君 そんなことはないですよ。それはへ理屈ですよ。「農業従事者が」、これは「所得を増大して」の主語なんです。『農業従事者が所得を増大して』なんです。あなたちよつと自分を合理化しようとして努められぬからあれだけども、これはちよつと留保してもいいんですよ。主語がな

いんですから。私は思いつきでやっているんじゃないんですよ。法制局の専門家に、これは主語がないがどうだといったら、主語はやっぱりありません、こう言う。

○政府委員(大澤融吉) 小林先生から言わせると、大へん固執するということになるかもしれないけれども、私申し上げておきますのは、一つの主語は「農業の生産性」ということ、それにかかると「期すること」が「生活」のかかる。それからあとの方の「生活」の方は、「農業従事者が」というのが主語である、こういうふうに思います。

○小林孝平君 あなたそんなことはなないですよ。この「農業従事者が」と書いてあるから、いかにも「期すること」の主語のようだけれども、「生産性の」格差が「期する」ということはあり得ない。それはたまたま「農業従事者が」と、こう書いてあるから、「期する」の主語のようだけれども、ですから前の「格差が」というのがあなた主語になりますか、「期すること」の。それはないんです。ないとはっきり言った方がいいんです。

○政府委員(大澤融吉) 「他産業との生産性の格差が」というのが、ここの「期する」の主語ではなくて、「農業の生産性」で、その次に書いてあるのが主語だと、こう申し上げておるんです。

○小林孝平君 おかしいな。まああなた言われるけれども、文章としてこれにはもう少し、だれにでもわかるように一つ書いたらどうですか。ついでにお尋ねいたしますがね、目標と目途とはどう違うんです。これは字引を引きま

すとどっちも目当てというんです。同じなんです。ね、目標は目標としてと、おかしいじゃありませんか。

○政府委員(大澤融吉) 字引をお引きになられたと、こう申されますが、あとの方の「目途」というのは、めどとしてというふうな意味でございます。あるいは言葉を用いて言いますならば、期することができるようにと、こういう意味でございます。

○小林孝平君 あなた勝手に、よりになんて、ここにちゃんと「目途」と書いてある。目途というのは字引を引けば目当てというんです。目標も目当てなんです。同じなんです。

○政府委員(大澤融吉) できるようにということを上上げましたが、そういう意味と同じだということを申し上げましたが、そういう文章でもいいんです。けれども、よくということが幾つも重なりますので、目途という言葉を使いました。

○小林孝平君 ではもともとこの文章がわからないんですね。わからないからこれは書き直さなければならぬわけであって、わからないからといって、今度「目標」という言葉を「目途」と、よりにというのを「目途として」と書いたって、これはあなたが一々説明するわけじゃないでしょう。みんながこれを見て、そうして……。ここに書いてあるじゃないですか、その前文に。前文に「農業の向うべき新たなみちを明らかにし、」と、あなた、書いてあるんですね。ちっとも明らかにしていないんです。みんながわかるように、よし今度はこうなんだと、こういう目標でいくんだということで、みんながやるわけなんでしょう。あな

たの方は、農林大臣、総理大臣は農民の自主性を尊重して、農民がやるようにしむけるんだ、しむけるんだ、努力に待つんだ、こう言っておられるけれども、努力しようにも一休目標がどこにあるのかわからぬでできないんです、これでは。

○政府委員(大澤融吉) さればこそ、期することを目的として、政策目標の具体的な指標はこういふものなんだというのを掲げてあるわけがあります。

○小林孝平君 あなたが掲げたって、読む者がわからぬというんです。法制局の専門家でもわからない。われわれはもちろぬわからね。農民はますますわからない。こういうふうには書いてあるから、せつかくの農業基本法が一体何だかわからない、こういうのが今の状態なんです。整理が悪いじゃないですか。何年かかっただとか、何とかよく言われるけれども、実に一夜づけじゃないですか、その点はよくまた考えておいて留保しておきます。

そこで、先ほど他産業従事者の中に資本家が含まれるかどうかという問題で非常に面白い客弁であつたのですけれども、ここには「他産業従事者」という書いてあるけれども、前文を見ますと、前文の終りから六行目で「農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営む」と書いてある。ここには「国民各層」と書いてある。これは国民各層だから、資本家も含まれればあなたたちも資本家の概念がどうかとかがどうだとか言っていたけれども、これは一躍もう「国民各層」と、これは要するにはつきりしていないじゃないですか。

○政府委員(大澤融吉) この間も総理

に対してそういう御質問があつたのを記憶しておりますけれども、前文で申していただきます思想としては、国民各層がそれぞれ均衡する生活がやり得るようなことが望ましいので、そういう場合に農業従事者も例外ではないのだという意味で、こういう書き方をしておりますけれども、農業の基本問題として何が問題かというのを考えます場合に、他産業従事者との生活のバランスがくずれかかる可能性があるというところが問題になりますので、国の農業に關する政策の目標という場合には、他産業従事者と比較してという意味にとつて、そういう意味でそういうふう

○小林孝平君 それはたまたまそういうことがあつたらわかつたからそういう説明をしているので、一貫してないのです。前文というものをあつたらうかつた。先ほど言つたように、社会党の案に前文がくつていたから、それをまたたとは書いていませんけれども、あとからくつた、こういうもので、このぼつとこれをくつたものだから、一致してないのです。私の言うのはそんなことを責めようと思ひます。こんなものは何にも間違ひがありませんから、間違ひは間違ひで改めたいと思ひますが、わけがわからない。こつちがあなたのような御説明は通りませんよ、さつぱり。そして、これはちゃんとこつちと合わせようように書いてあればいいんです。何もこのために実体が変わるわけじゃないんですから、というは、私が言おうとしているのは、そういうふうに、今言つたように、文法的に不備であり、

あるいは整理が不十分であり、あるいは書いてあることが明確でない、こういうことなんです。だから、そういう点はちゃんと直したらどうですかと、こういうことを言っているんです。今、直しますとあなた言えないでしようから、お答えを要しませんが、それなら、その方向がどつちに向かうんだと、日本の農業をどつちに向けるんだということがわからないんです。よ。農業の向かうべき新たなみちを明らかにし、なんというけれども、ちつとも明らかにしたいんです。だから、これを私が言いたいんです。だから、こういう非常に、まあむずかしい法律ですよ、考えようによれば。従つて、いろいろな不十分どころもあるでしょう。あるのはある十分直したいといふ、こういうのが私の意見なんです。

そこで、いよいよ本論に入りまして、この「他産業従事者と均衡する生活」と、このことですが、これは私も予算委員会でもやり、施政方針演説に對する質問の参議院の最初審議になり、江田書記長が池田総理、農林大臣にもただしてありますが、きわめて明確を欠いてはいるんです。だから、どうしてこれは明確にしなければならぬと、こう思ひます。今農林大臣かられますから、ちよつと待つていただきます。

この法律の大きい目標といふか、重要な点は、「他産業従事者と均衡する生活を営む」という点にある。どう思うんですか、そこで、この均衡の對象になる他産業従事者といふものは、何であるかといふことを明確にし

なければ、この運用にあつて非常に困ると思ひます。価格政策であらうが、何であらうか、みんなこれに關連してあると思ひます。そこで、この問題は、先ほど申し上げました

が、参議院の本案議において、あるいは予算委員会において、あるいは農林大臣から御答弁があつたけれども、結局明確にならないでやむやみになつてゐる。これはこの法律が通つたらあつたらあつたらと、こういうふうなお話だけでも、そういうことで、法律の運営ができないじゃないか。少なくとも大ざっぱに目標といふものをはつきりしなければならぬと思ひます。一体これはどうなんですか。その他産業従事者といふのはどういふことを言うのか。

その前に、この均衡の相手方になる農業の方は、一体だれを言うんですか。この相手方は農業従事者だといふように文章で説くと言つてはいるけれども、じゃ農業従事者といふのはこれは全部の農家でしよう。

○政府委員(大澤融吉) これもさしはばば御議論がなされたように、構造改善の章で自立経営といふことを考へております。従ひまして、自立経営といふよりもものになつたものについて、農業から得る所得等を中心にして他産業従事者と均衡する生活ができるというふうになつてしまふが、そこまですらないというふうなのは、兼業所得等も含めて均衡する生活に達するんだといふことになつてしまふので、農業だけで生活をされる方という意味で比較をする場合には、自立経営の従事者といふことになつてしまふ。

○小林孝平君 まあそういうことをお考へになつてはいるんだけれども、そういうことではこの文章の書き方がまた違ひのです。先ほど言つたように、この「所得」といふのは農業外の所得も含む、こう言つてはいるんです。だからこれは自立経営農家と限つてはいるわけじゃないんです。全部の農家を對象にしようと思ひますか。それを今までは自立経営農家を對象にしてこれがあるものと均衡させると、こういうふうな説明をされているんですけれども、その説明は誤つてはいるんじゃないですか。農業従事者が所得を増大して、この所得といふのは兼業農家も含む、兼業収入も含む、こういうことであらば、今までの説明といふものは間違つていたと思ひます。

○政府委員(大澤融吉) 先ほど申し上げておいたと思ひますが、含む場合もある、こういうことを申し上げたわけなんです。そこで自立経営といふような場合には、この所得の中には農業所得といふことだけになる場合もありましようし、農業従事者で他産業に兼業をしてはいるという人の場合であれば、この所得の中には兼業所得も含むわけなんです。従つてこの「所得を増大して」といふ所得には、農業所得以外のもも含む、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○小林孝平君 だから今まで政府の説明では、他産業従事者に均衡させる農業の方は何であるかといふと、自立経営農家であるといふ説明がされてゐる。あなたも今そう言われた。ところがこの文章を見れば、何も自立経営農家と限つてはいるのではなくて、兼業農家も含む農業従事者といふふうに解釈するの

は当然じゃないですか。従って今までこの文章の通り解釈をすれば、兼業農家も何も含んだ全部の農業従事者を、こちらの対象の相手方にする、相手方はまたこれはまだはっきりしていないけれども、ある他産業従事者、その内容ははっきりしてないけれども、他産業従事者、こういうことになるでしょう。こういうふうにしてあるにもかかわらず、この対象の相手方は自立経営農家だと、こういうふうにして今まで答弁されてるんです。今もちょっとあなたそういうことを言われたが、これは間違いです。要するにここに明確になっ

ていないじゃないですか、何でも。思想が混乱して、その場その場の答弁なんです。こういうことでは、一体政府はどういうことを考えているのか。もしそうならここにはっきりと、将来自立経営農家が他産業従事者と、他産業従事者とは何だか知らぬけれども、均衡する生活を営むものとする、こういうふうにして書きたくないですか。そういうふうにして書いてなくて、そうだと書いておいてるのはおかしいじゃないですか。

○政府委員(大澤融吉) 農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができないという場合に、農業の収入だけを基礎にして、農業で他産業従事者と同じような生活ができるというものは自立経営になつたような農家でないとなかなかできない。しかし、それができるだけ多くの自立経営農家を育成するということがございますけれども、残ったものはどうかということになるわけですね。そこで、そういう農業従事者についても先ほど申し上げたようなことで、兼業所得も含めて他産業

従事者と同じような、自立経営農家と同じような生活ができるようにという理念をここにうたつておられるわけですね。○小林孝平君 だから先ほどから申し上げておられるんです。この他産業従事者というものはどうか知らぬけれども、またこれからお聞きしますけれども、ともかくそれに比べるこちら側は何であるかといへば、この文章は全部の農業従事者なんです。私は今のこれを聞こうと思うために、最初に所得とは何だとか何とか言うて、ちょっとあなたたちは何を聞いておられるかと思ふやうなこともお聞きしたのであります。これは兼業農家外所得も含む、こういうことであるから、ちゃんと明らかにこの農業従事者というのは全部の農民だということになつておられるのです。だから全部の農民の所得を増大して、そうしてともかくある相手方と均衡させるというふうな御念なんです。それでなければならぬわけですね。それを今、しばしばこの書いてある法律を、そのつちのけにして、この相手方は自立経営農家なんだ、自立経営農家を、他

のあり階層と均衡させるのだ、こういうふうにして説明をされているのは、明らかにこれは誤りです。それは誤りは誤りでいいが、そこでここに書いてある通りに言へば、ともかく農業従事者というのがこのだから、これは全部農民なんです。全農民。だからこの兼業農家も一町歩も五町歩も、自立経営農家も全部、ともかく全農業者の所得を、ともかくそれぞれ増大して、あるものにも均衡させる、こう言っているのです。そのあるものというものは、ここに他産業従事者と書いてありますが、この他産業従事者というのは、何であるかとい

うので、この間から問題になつておられるわけですね。そこでこれは、いやこれは池田さんでも農林大臣でも、これはいろいろ部会にはあります。大工場の労働者もあるし、中小企業の労働者もあるし、いろいろ種類があるから、その簡単にはいかないので、これは今後この法律が通つたらゆつくり考えるのだ、こういうことをおっしゃつておられるけれども、いくらゆつくり考えても、比べようがないじゃないですか、地域的に変えるわけにいかないのです。要するに農業の方はもうはつきりと全農業と言つておられるのだから、その相手方もいわゆる他産業従事者であつて、この狭義の産業従事者でしよう。あなた方はさつき資本家も含むと言つてみたり、含まないと言つてみたり、いろいろあいまいであつたけれども、まあ資本家は含まないでしよう。それはへ理屈で言われたので、狭義の産業従事者と、その両方とも全体と全体を比較するということ以外に比較のしようがないじゃないですか、実際問題として。その平均です、総合、全体の平均と農業の全体の平均、他産業の従事者の平均、現在のところはこれは農業は三分の二になつておられるわけですね。大

んか信頼しませんよ。しないばかりでなく、あなたのような議論を将来に残していけば、これはいつまでたつてもこの問題は解決しないですね。従つて今のような、私が申し上げたようなことに解釈を統一したつて、何らその法律の運用上支障がないばかりでなく、池田内閣の都合が悪いわけでもないのです。そう言つたからといって、急に工合が悪くなることは一つもないのです。自民党の立場からいつても少しも不利はない。政府の立場からいつても不利はない。そしてそういうことを言つてもらへば、国民が全部わかるというところから、少なくともこの問題は最小限度、私が今申し上げたように全農業者の平均所得なり、生活水準と他産業の従事者、勤労者の生活、平均所得なり、生活水準を均衡させる、私は均衡という言葉はあれなんだけれども均衡させる、こういうことを言わなければ面龍点附を欠きますよ。この法律はこの問題が解決しない限り、私たちはこれは審議ができないと思つて

○国務大臣(周東英雄君) これは私は小林さんのお話だけれども、これはもう少し私は慎重に扱いたいと思つて、すよ。あなたの方の他の工場労働者と、あるいは勤労者というものを、サラリーマンというものを含めての勤労者の平均をとつていつたらいいんじゃないか。それで均衡せしめるのがいいんじゃないか。私は農業者というものが自分の土地を持ち、自分が資本を投下してやる企業者の立場にありますから、そういう意味からいへば、まあ今中小企業者がいいとは言いませんけれども、何か自営主、みずから経営して

いるものの立場等も考えて見なければならぬと思つて。そういう意味合いにおいて私ももう少しその比較される相手方というものを慎重に扱いたいというのであつて、これは決してあいまいなものであるわけじゃないのです。何と比較するかという場合に、農業者と企業者たる立場、あるいは勤労者たる立場、いろいろありますから、その点を考慮に入れて最も妥協なるものと比較したい。従つてあなたのおっしゃるような勤労者というものの比較も、一つの私は資料になつてくるとは思ひます。同時に今、全農業者の平均をとればいいでしょうとおっしゃいますが、今のまま平均したのでは私は下がると思ひます、非常な零細農家が多い関係で……。私はむしろ引き上げるということからいへば、むしろ対象となるべきものを何に置くかというところでものを決定し、そこまで近づけて均衡せしめていくということがいいので、今の農業者の現実の所得、その他生活の状態というものをただ平均していくというのでは、これはめ

に書いてあるのは、農業従事者というのは全部の農業従事者、これは貧農は切り捨てここに書いてないのです。この農業従事者というものは、私はあえて貧農切り捨て論をやらないのはあれなんです。書いてあるから、全部の農業従事者としてあるから、全部の、今は三分の二です。全部と全部と比較しますと所得は三分の二なんです。大体統計は都市全体、他産業の勤労者の所得の三分の二なんです。これがだんだん今開きつつあるんですね。だからこれを同じにしろ、三分の三にせいというのが私の主張なんだけれども、まあこれは経過的にそこまできかない場合も、均衡という言葉でもいいんですけれども、農林大臣のおっしゃるようなことは、おっしゃるだけであつて、實際できやしないと思ひます。だから一つの目標としては、どうしても全農業者の所得と、そして他の産業の勤労者の所得平均、これを均衡させる、生活水準を均衡させるというふうに明確にお書きになつておつてもお書きしつかないのです。そういうことを書くと、今度米価算定のときにいろいろの労賃の計算にどうとか、こうとかという配慮をされるけれども、それはまた別なんです。米価算定の基礎はまた別なんです。これと関係ないのです。少なくともこの考え方はずいぶん、最低限度をいうふうな解釈を統一しなければ、これはこの法案は一般の人にはわからぬと思つて、一体どういうことを政府がやらねばよとしてゐるのか。それはわかりやない、先ほどから申し上げたように、グリーン・レポートの、政府

○小林孝平君 それは農林大臣のお考え違いなんです。それは今の自立経営農家とはかゝるものをはるかに上るのだから、今度全部含めたから低くなるからおっしゃるけれども、そうじゃない。ここに法律

が毎年国会に提案する報告書、これをめぐつて実にむだな論争が繰り返されて、私はもう農林省の事務当局はおそらくこの報告の作成並びに報告提出後の論争に巻き込まれて仕方ができないんじゃないか、こう思ひますので、願くば、周東農林大臣はここに明快なるその目標を示されて七月におやめになることを、私は心から期待をしてゐるのです。これにこたえられたらばどうですか。私はあなたのおっしゃることよくわかるのです。総理の言われることもよくわかるけれども、残念ながらそれはできない。できないのみならず、非常な禍根を残して、これは一歩譲ると、必要以上の農本主義の重農主義の議論が強く出て、日本経済全体において農業の当然占める地位というものが、また違った意味からゆがめられるというところも私はあると思つてゐる。従つてこういう必要なのは、農林大臣におきめになつていつたらどうか、こう思つてゐる。私はこれもこの場ですぐお返事してくれれば、重要な問題です。それから申し上げませんが、一両日とくとお考え下さいまして、そして一つ政府としてはこうきめたというところのお返事をいただきたいと思います。もしそのお返事がいただければ、残念ながら今後この審議をやつてもこれはむだだと思ひますので、もうやれないのじゃないかと思ひますから、どうぞ今すぐとは申し上げませんが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(周東英雄君) いろいろ御親切なお話ですけれども、私は今でも考えは述べられると思つてゐる。今、小林さんの御勉強の結果ですが、勤労者との平均を比較せよとおつ

しやいますけれども、自営自立農家というものを一つは育成しようという考え方、そうすると、それらの比較される対象はやはり自営業種というもののとの関係を考へていくというのが必要じゃないかと思つてゐる。それからまた兼業農家等におきまして、農外所得、労働者として、勤労者として利益があるものについては、その大きな目標として、その際における勤労者との比較が、どこの工場、製造工場の勤労者の収入と比較するかということが出て参りますけれども、一律に、農業者の所得は都市勤労者なり、あるいは月給取りの平均と比較、こういう点については、私も直ちに賛成いたしかねるのであります。私もそれはそれだけのいろいろの業態と形が農業にはありますから、それと相応した形における業種、特に勤労者をとらえて比較していくということが一番いいんだと思ひます。ただあなたの方の中に、勤労者の平均というものが一つの目標として考えられないか、こういうことでありますが、これは私たちの論からいいますと、そういうことはきめる場合の一つの参考の資料になるという意味においてはよく研究はいたします。

○亀田得治君 あまり混乱するといかないから、関連質問はしないようにしてゐるのですが、ただ第一条の今問題になつておる点は、やはりこの法律の最大の眼目だと思つてゐる。その点についてのいろいろな考え方があるということ、は、たびたびわれわれ聞かされるわけですから、そしてそういう考え方は、法律ができた後に、審議会等においても議論されるだろうといつたようなことも、たびたびこれは衆議院以来聞か

されるわけですが。しかし、それではやはり多少順序が逆じゃないか。せつかくこういう基本法を作るわけなんだから、それらのいろいろの考え方があつても、政府としてはこうなんだ、こう考えるのだということは、やはりぴしつと出すのがほんとうじゃないか。

やはりそれが出されれば、もしこの法律が通れば、そういう中身で通つたという事になつて、あとの議論というものはやはり整理されていくわけですね。そうしませんが、なるほど条文は通つたけれども、肝心の一番大事な目標につけて、あとの審議委員なり、あるいはこれを運用する行政官のいかんによつては、これが変わってくるのだ、こういうことがあり得るわけですね。私はこういう基本的な法律においては、そういうことは許されぬと思つて、そういう意味で、小林君の議論にしても、おれのやつが絶対正しいのだという意味で言っているわけでもない。最低限度、こういうことを明確にすべきじゃないかという趣意にのみ取れるのです。われわれ社会党内においても、労賃の比較にしたらつても、高い水準を要求する意見もあり、相当これはいろいろニエアンズがあつても、とにかく政府としては法律がでるまでに、そういう点については、今の段階ではともかくこう考えるのだということが出てこなければ、私はちょっとおかしいと思うのです。

○國務大臣(周東英雄君) その点はただいま申し上げたように、私どもの方としては、比較するべき対象となるものを、一面においては自立経営農家とい

うものの育成を目ざしてゐる。他にいて一足飛びにはいきませんので、これには兼業農家といふものの存在も認め、その兼業農家のやる農業といふものに、できるだけ合理的に、効率的に土地が利用されるようにやると同時に、農外所得によつていわゆる依存している部分が多い、こういうのでありますから、そういう面では、他の工場に雇用の機会も与える。そこで農外所得と農業所得の合計といふものが、一つの所得の増加される目安になる。そういう場合を二つとてみますと、片一方は都会地における工場労働者とか、俸給生活者だとかいう労働者だけとの比較ではないかというじゃないか。やはりそういうものに對しては、自営業種と比較するのがよいのじゃないか。そうすると、またそれなりにいろいろと問題がありますが、これらは慎重にこれをきめていく、こういうことであつて、私はその点ははっきりしておると思つて、しかも、この点は基本法でありますから、それらについては大きく他産業の従事者と比較均衡せしめるようにこれを持つていく、ついで、必要な施策といふものは、今後法律がこれを義務づけてやらなければならぬ。その第一としては、御指摘のように、比較するべき産業といふものをどうするかといふのが、一番最初に出てくると思うのです。これは私は一つの目標、方向をきめ、これが決定といふものを今後に残していくといふ、ゆつくり先にやるというのでなく、法律施行とともに私はそれらの問題を明確にすることができると思つておきます。

○小林孝平君 農林大臣がそういうお

氣持なら、これは文章も農林省原案のように、これと比較し得べき他産業従事者といふように、ちゃんと書きにしなければいけません。ところが、そう書いてあつて国会で追及された。これと比較し得べき他産業従事者とは何だと、さかのぼつて農業基本法に、あの基本問題調査会には、こういうことが書いてある、だから、これは都市的要素を除いた農村近郊の労働者の所得である、こうだといつて社会党にきめつけられたものだから、今度提案したときは、これと比較し得べきといふのをとつたわけだ。また国会において、総理大臣はそうでない、これは全体の産業の従事者と均衡させるのだといふふうに答弁されたのです。そこで、私は今農林大臣がおつしやるようなら、農林省原案のようにお書きになつておればいいし、また今おつしやつたようなら、この農業従事者といふ概念を同様に、自立経営農家とこれと性格を同じくするようにな、他の産業従事者と均衡する云々といふふうにお書きになればいい。ともかくこの書き方では、非常に不明確だ。ですから、私は今農林大臣が申し上げたように、何も私の絶対的でないといふことを言つたのではなくて、ここに書いてあることでは、非常に不明確ですから、そういうふうには、今の論議を通ずれば私が申し上げたような書き方を最低限度する必要があるのじゃないか、こういうことを申し上げた。しかも、これは今直ちに農林大臣のはつきりした態度をここに言明していただきたいといふことを申し上げたのではなくて、一つ一週日ゆつくり御研究下さいまして、もう研究する余地がないとい

うならもう仕方がないけれども、そんなものでもないと思つたのです。そんなのならこの国会の論議をやめたいといふので、まあそういうことで考えてみようといふことでお考えになつたらどうですか、こういうわけですね。考える余地はないのですか。

○國務大臣(周東英雄君) いろいろとお教をいただいたので恐縮ですが、まあ私どもの方は先ほど御答弁いたしましたところではつきりしておるので、特に研究の余地はないと思つて、まあせつかくのお話ですから、よく重ねて研究しておきます。

○龜田得治君 関連して。これは大澤審議官にお願いしておきますが、もしできまして、あなたたちがこの点についていろいろ検討されたと思つて、考へ得る考へ方、あり得る考へ方、考へ得る考へ方を、あなたの方で相当やられたと思うのですが、それだけ一ぺん一つお示し願ひませんか。どれを取るといったようなことは別として、これはこれこそ今でなしにきつちと書いて、これは要求しておきます。

○政府委員(大澤融君) 先ほど小林委員からの資料要求もございましたし、農家の家計費と都市の労働者との家計費の比較、どの層とどういふものを比べたらどういふようなものをお出しすることについて準備をしております。

○小林孝平君 私は質問これで終わりますけれども、先ほどからたくさん問題の留保しておるわけですね。研究もしていただくことになっていきますから、どうか、それによつてまた審議のやり方を変えますから、一つ十分御研究になつて、聞き流しになんかしらない

で、御研究になつた結果、またいすれあらためて伺ひたいと思いますから、特に最後の点はぜひよく事務当局の方も研究されて、御研究いただきたいと思ひます。

○東隆君 私は前文に關係して少し伺ひたい。それでこの政府案の前文、それから社会党案、民社案、三案があるわけですが、政府案の前文を見ますと、どちらかというと、だいたひ農業者に対して媚態を呈しておる。こういうふうに見えるのでありまして、それはもちろん政府として農業者を少しほめておかないと、将来において都合が悪い面も出る、そんな氣持ではないと思ひますけれども、しかし前文において、私は少しほめ過ぎておるのではないかと、ことに総理が外に出てお話をされたときに、心のふるさとであるとか、そういうふうな表現を使われておるのです。これは私はナチスが台頭したときに、ヒトラーは非常に農民を自分たちの味方にするために、非常に農民に對して媚態を呈した。ことにワルター・デーレでありまして、農林大臣をやつておりました人が書いたブルーツウント・ボーデン、血と土といふのです。そういう本を書いて、そうして農民を新しい貴族である、こういうふうな規定をして、そうして農民を非常に重視して、ドイツの国を作り上げるものは農業者である、こういうふうには呼びかけて農民を非常に味方につけてナチスの成功を勝ち得た、こういうふうな面があると思つて、今の段階において私はあまり農業者に心のふるさとであるとか、そういうふうな言葉を使つておだて上げをす

るようなそういう表現をするのは、これは少し行き過ぎでないか、こんなような氣持があるのであります。従つてそういうようなことで農民を引きつけて、そして中身は何もないのだ、そんなようなことになりまして、私はこれも大きな問題にならうかと、こういうふうに考えますので、こういう点を非常に私は心配をいたしております。

そこで、そんなような氣持から前文を見ますと、私は前文の中にそれに非常に似通つたような点もありません、それから各条文をながめて見ますと、非常に農家には甘い密をなめさせるようなこともないわけじゃない。そういうような点にはほんとうに中身がありまするならば、私は問題でないと思うのですけれども、中身がなくてそういうような言葉だけ聞かされたのでは、私は問題にならぬと、こういう氣がいたします。これは前の言葉と反対のようでありまして、しかし、中身はやはり言つて引きつけておいて中身はやはり、こんなようなことになりますると、農業基本法はあまりいいものでなくなる、こういうような氣がいたします。そこで私は問題にすべきことは、私も常言に言つてゐるような明治維新以降から考へてみても、日本の農業といふものは完全に鉱工業その他の発展のための犠牲にされておる、そういうようなことから考へて、経済的にも社会的にも非常に大きな諸制約を受けておるんだから、これを國の責任において除かんければならぬ、こういうような考へ方で私どもは強力に國の責任を主張いたしております。ところが前文を見まして、それから各条文を見まして、國の責任といふことは、あ

まりこの条文の中にはないのであります。それで前文の中に、それに非常に似通つた言葉がある。それは「國民の責務に属するものである。」というふうな規定をされておるわけでありまして、私は考えようによりまして、「國民の責務に属するものである」というのと國の責任というわけが使つておるところと、これ非常に似通つておるようなふうにも考えられますけれども、しかし、どうも國民の責務に属するのだと言つてうまいこと政府は逃げたおられるのじゃないか、こういうふうにも考えられますので、この農業基本法をお作りになつて、そして、おやりになるときに、國が一体どれだけ責任を持つておやりになるんだか、この点を私はこの間首相にお聞きをいたしました。これは平等で、あえて農民にばかり対するものじゃなくて、みんな普遍的に中小企業に對しても、その他に對しても同じように國の責任においてやる、こういうふうな表現をされておるわけですか。しかし、私はこの法律を作るときのそもその考へ方は、もつとそういうような意味でなくつて、特別に國が責任を持つてやるんだというところから、私は農業基本法を作り出されたのではないかと、こういうふうにも考えますので、この辺、總理と貴院を合わせる必要はないと思ふんで、農林大臣においてどういふふうにお考へになつておるのか。國の責任といふことについてお聞かせを願ひたい。

○國務大臣(周東英雄君) なるほど御指摘のように、法文の中に國の責任という形式的な言葉は使つておりません。しかし私どもはこの基本法を作るについで、過去及び現在までに農業者が、また農業といふのが日本の全國民經濟の上に寄与してきた点、なおまた農業従事者がそのにない手として非常に國民經濟の発展に努力されてきたといふことを率直に認め、しこりしてこれらの使命が交わらぬわけであるけれども、しかし今日の場合、簡単に申しますれば、他産業の、先ほどお話しのように、鉱工業の犠牲に對してという言葉は多少私どももいふかと思ひますけれども、少なくとも、今日において農業の方が速度が速く、今日において農業が所得その他において均衡を得ぬようになってきて格差がふえてきておる。また、農業として今まで生産していたものの需要構造において變つてきたと、こういう形を踏んでおいてはいかぬし、また、農業従事者として他産業と均衡し、おくれな形に持つていつて生活の均衡を得せしめようといふことをやること、が、われわれの使命であるといふことをはつきり書いておる、しこりしてこれを受けて、この法律におきまして、第一条においてほだいたすことを目標として農業の生産性の向上と農業従事者の生活を引上げていこうといふことを書き、そのことをやるについで、はどうするかといふことを、二条の各号に書いて、それらに對する政府は責任を負ふ、と、施策を立てなければならぬ。これは義務ですね。政府の義務に對しては、予算上、法制上、金融上の義務を負ふことになっております。このことは、責任という言葉は使つておらないけれども、一つの義務を國が負つたことになりまして、しかもこれは總則に書きましたが、各条章において、今度は具体的に二条一項各号に書いて

おる施策といふものの立て方を書いておられます。そしてこれらの方策といふものは、年々國會において、政府は農業の発展に努力されてきたといふことを率直に認め、しこりしてこれらの使命が交わらぬわけであるけれども、しかし今日の場合、簡単に申しますれば、他産業の、先ほどお話しのように、鉱工業の犠牲に對してという言葉は多少私どももいふかと思ひますけれども、少なくとも、今日において農業の方が速度が速く、今日において農業が所得その他において均衡を得ぬようになってきて格差がふえてきておる。また、農業として今まで生産していたものの需要構造において變つてきたと、こういう形を踏んでおいてはいかぬし、また、農業従事者として他産業と均衡し、おくれな形に持つていつて生活の均衡を得せしめようといふことをやること、が、われわれの使命であるといふことをはつきり書いておる、しこりしてこれを受けて、この法律におきまして、第一条においてほだいたすことを目標として農業の生産性の向上と農業従事者の生活を引上げていこうといふことを書き、そのことをやるについで、はどうするかといふことを、二条の各号に書いて、それらに對する政府は責任を負ふ、と、施策を立てなければならぬ。これは義務ですね。政府の義務に對しては、予算上、法制上、金融上の義務を負ふことになっております。このことは、責任という言葉は使つておらないけれども、一つの義務を國が負つたことになりまして、しかもこれは總則に書きましたが、各条章において、今度は具体的に二条一項各号に書いて

ていく、こういう義務づけを含んでおるわけでありまして。

○東條君 私は今のお答えではあきたまりませんけれども、政府の案の前文では、「農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に關する政策の目標を示すため、この法律を制定する。」というふうに掲げられて、そして農業に關する政策の目標、これが目的になつておるわけですね。政府の基本法はそれが目的になつておるわけですか。それから社会党の方は申しませんが、私も、私どもの方は、「新たな農業の原則を確立するため、この法律を制定する。」と、こういうふうには、私どもの方は、新たな農業の原則、政府の農業の向うべき新たな道、これを目的にしておるわけですか。それで、それを目的にして、そこから政策が出てくると、こういうふうな書き方で書いてあるわけですか。従つて、目的の中に私どもは明らかに國の責任といふことを掲げました。第一条に、それで、なぜ國が責任を負わなければならぬかといふは、第一条の方にある「農業が負わされてゐる經濟的社會的諸制約を是正し」と、この問題は私どもの方は、そういうふうな書き方であるんで、私どもの方は「自然的經濟的社會的制約による不利を補正し」と、こう書いてある。で、これは私どもは、過去における、それから現在まで續いておるところのいろいろな經濟的、社會的、自然的諸制約を是正する必要があるんだ、これは國の責任においてやらなければならぬのだと、こういうふうな書き出しを持つておるわけですか。政府の方は、ただ「自然的經濟的社會的制約による不利を補正し」と、こう

いうふうに軽く受け流して書かれておるんですけれども、ここにも私は国が責任を持って制約をなくしていくというふうな点において、非常に消極的な態度が示されておると思うんです。

で、私はやはり新しい農業の原則を確立するという意味から考えても、もう一歩退いて、それに関連をしていろいろの施策をやるということにおいて、私はもう少し国の責任というところをはっきりとおうたいになる必要があると思うんです。この点は私は、政府は計画経済その他もやりになりませんし、従って成り行きによつて、そうしてその方向を直すというふうな形でもって進められていくようでありまして、従つてその場限りの一つの小手細工でもってやつていくような気がして仕方がないわけです。とりとちとして流れる大きな流れを是正するというような、そういう力はないと思う。この際やっぱり大上段に国の責任を掲げてやるべき筋合いのものではないかと、こういうふうに考えるわけです。そういう点についてどうも少し法律の構成上からも弱いんじゃないか、こういう気がしてならないわけでありまして、さらに第二条の方になつて参りますと、政府の方は、今度は「国の施策」と、こう掲げて、私どもの方は同じ標題でもつていろいろ書いてありますが、これは同じ形ではありませんけれども、社会党の方は国の責任、こういろいろ書いて、やはり私どもと同じように国の責任を非常に強く強調されておるわけです。三案をながめてきて、政府案が非常にどちらかというと国の責任ということ回避されておるのうに見えて仕方がない。この点を私は法文全体を率直に見て、国民はそういうふうな判断をする、こういうふうな考えますので、この点をいろいろいろいろお考えを願いたいと思う点であります。

その次に、私はいろいろ先ほど第一條の方で、生産性の問題であるとか、所得、生活水準、そういうような点のお話がございます。私はこの中でお話をしていろいろなかことは実のところを言つて、最初は国が農業所得一本を指して言われておつたんじゃないか、それから生産性という点も、私は必ずしも労働の生産性だけでなくして農業の生産性、こういうふうな広義のものを指しておられたんじゃないか、それから生活水準という点も、私は必ずしも広範なものでなく、やはり農家の普通の自立経営的な農家の生活、そういうものを中心として考えられておるんじゃないか、こんなふうな考え方をしておつたんでありますけれども、それがお話を聞きますと、だいたい広範なものになつてきて、そして生産性の方は労働生産性、そういうふうな言われまして、所得はこれは農業所得ではなくて農家所得だ、こういうふうな説明をされるし、生活水準の方も、農家所得を考へますとこれは別なものになつて参つてくるわけでありまして、だから一休中心に比較をされるところのものは、私はだいたいこの法律を審議する過程において、農林省の方で考え方が変わつてきておられるのじゃないか、こんなふうな気がするのですが、私が予算委員会でお聞きしたときに、農家の所得というのは、これは農業収入から農業の経営費を引いた残りのものが農業所得で、その農業所得でもって生活ができるような人、こういうふうな人がこれが自立農業というのじゃないか、こういう質問をしたら、まあそれに近いものだというふうな回答をいただいたお話を聞かれました。そこでその比較をどうするんだと、こういう質問をいたしましたら、その点については、都市の工場労働者と比較をするんだと、こういうお話を聞かれました。農林大臣はされておるはずですが、そこでそれはどうもおかしいじゃないか、農業というのは、土地と資本とそれから労働とをもち農業経営をやつておるんだから、従つて都市の中小企業者と同じようなものだから、それと比較をするのが適当じゃないかと、こういうことを聞きましておつたところ、それに対しては回答がなかった。そうして経済企画庁長官にお尋ねしましたところ、それは都市で従事しておるところの勤労者の家計簿の調査をしたものがあつて、農家経済の調査をしたものがあつて、その比較をして大ざっぱに考える。それで実際のところについては研究が足りないから、農林省と一緒に十分に研究をするんだ。こういうところで、そういうふうな点を考へて参りますと、だいたい均衡論のところになつて参りますと対象が変わつて参りまして、そうして首相の答弁なんかになつて参りますと、もっと広範なものになつておる。だからこの点は過程においてだいたい変わつて参つておるの、一つ統一解釈をしておいていただく方が、今後においてもいいんじゃないか。こういうふうに考えますの

で、この点一つはつきりさせていたいただきたい。こう思つておられます。

○政府委員(大澤融吉) 比較対照の御質問だと思つたが、たびたび大臣からお答えがありましたように、他産業従事者という場合には、一口に他産業従事者といひましても、いろいろあるわけであつて、従つて一律にどこでどれがいんだというものは、なかなか最終的な結論はむづかしいと思つたが、考え方といたしましてはまあ農業と比べてみると労働のあり方という点、それが似ておるか、農業との間に資源、ことに労働力の移動が行なわれておる地域であるとか、あるいはまた社会環境が同じだとかというふうなことを頭に置きながら、これと比較するのが、妥当な他産業は何であるかというところをきめていくことになると思つた。そこで統計的には家計支出というふうなものを考へますと、今手に入りましますものといひましては、都市の勤労者あるいはその中から社会環境といふのがあまりにかけ離れ過ぎるんじゃないかといふような意味で、たとえば六大都市を除いたものとか、あるいは新しい都市と町村というふうなものも考へるとか、あるいはしばしばお話が出ますように、農業も自営だから、中小企業の自営をとつてみたらどうかといふようなことがいろいろ考へられると思つた。しかしまあ今言つたようなことで生計だとか、生活環境だとか、社会環境だとか、あるいは労働力の移動とか、いろいろな点から考へて、これと比較するの、それが最も妥当だろかといふようなことを、これは農政審議会でいろいろ議論を願つて、ちよいちよいお話がありま

すように、年々次報告では生活水準の問題を、動向を報告するわけです。またそれがどうなんだという見方、政府の見方も一緒につけて報告するわけですね。あの農政審議会でも考え方を練り、それできめて国会へ報告するわけですから、国会でもそういうことは御議論いただくことになつて、そういう過程ではつきりきまつていく。しかしきまつたものといふもの、なかなか弾力的なものじゃないかといふふうな思ひます。

それから片や農業側の比較するものですが、先ほどお話がありまして、多少誤解があつてはかぬかと思つたのですが、農業といふことから見るならば、やはり農業だけを他産業従事者と均衡のとれた生活ができるというところが望ましいのであつて、そういう意味では、自立経営と他産業従事者との生活とを比べて見る、こういうことになろうと思つた。ただそれの場合に、自立経営以外のものはそれじゃほつておいていいのじゃないかという問題があります。それは、他産業、兼業所得といふようなものと合せて、自立経営農家と同じような生活ができるようにといふことで物事を考へ、また進めていかなければいけない、こういうふうな考え方をしております。

○東隆君 私はこの問題はですね、この均衡論の問題は、これは果てしがないと思つたのです。それで、ただ法律の中に書いてあることは、これは農業の方の生産性にしても、それから生活その他にしても非常に水準が低い、そういうような点を強調する意味においてあれを理解すべきであつて、私はそ

うじやなくて、かえって農業自体におけるいろいろな問題を解決すること、これが本旨でなければならぬと思ふのです。農業の中でも格差が解消され、そしてみんななりっぱな農家になる、こういうような形ができれば、これが法律の目的を達成することであつて、比較することが目的でないと思ふのです。そういう意味で、私はそう重視する必要はないと思ふのでありますけれども、しかし、法文の中に書かれてあるものですから、こういう点をばつかりしなければならぬ、こんなやうな気がするので、質問しているわけで、あそこになんか重点を置くべきでない。それで、なすべきことは、農業そのものの中にあるところのいろいろな問題を排除して、そしてつりつぱなものを作り上げるのだというところが、これが目的なんです、少し要らないことを書いてあるのじゃないかと、私どもの法文の中にも書いてありますけれども、要らないことを書いてある。そういうふうに考えるわけです。それで私は、単刀直入に言つて、政府の考え方からいくと、どうも私は、自立農家というものを作り上げるのに、どういう考え方に立っていますか。農業経営と、それから生活というものを、これを分離する考え方に立っているのか。それとも総合したものを中心にして考えていかれておるのか、これは私は資本主義的なものの考え方でもって、法案を立案されておるとすると、これは完全に分離をして、企業としての農業が確立するやうなものを、家族経営ではあつたとしても、考えなければならぬのじゃないか。こんなやうな気がするのであります、その経営と、それ

から生活でですね、これを分離した考え方でもってお考えになつておるのか、それともこれをごちゃごちゃにした考え方でもって、自立農業というものをお考えになつておるのか、この点、一つ明らかにしていただきたい。

○政府委員(大澤融吉) お答えする前に、最初に言われた比較をやるやうなことは、あまり問題ないのじゃないかというお話しでございますけれども、私もどなたもいましては、国の政策目標の具体的な指標という意味で、非常に重要視をしております。それから後段のお尋ねでございますけれども、自立経営というものは、十五条にその定義が書いてございまして、一、正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を発揮しながらは完全な就業することができ、規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるやうな所得を確保することが可能なもの」という意味で、能率の高い経営をして、それによつて所得を得て、それをベースにして、他産業従事者と同じやうな、均衡する生活が営めるやうな、そういうやうな規模の農業経営を、自立農業経営といつておられます、経営と生活を分離して考えるかという意味も、必ずしも明確じゃございませんが、そういう経営も生活もいものにしているのだという考え方が、自立農家の思想でございます。

○東隆君 私は企業の農業というものが、自立農業の中に出てくると思ふのです。そうすると、企業というものを考えてみると、生活はある程度分離した考え方になると思ふのです。それで、家族経営といふことでほかにして

おられますけれども、しかし自立経営といふことを考えると、これは経営と生活を分離してはつきりやる、こういう解釈が出てくると思ふ。それで、これをばつかりさせなければ、私は自立経営だの何だの、そういうやうなものを、これからさらに考へておる農業法人によるところの経営、それから生産協同組合、ですから、そういうやうなものによるところの経営そのものも、実のところいふと、これは経営と生活の完全な分離した形になつてくる。それで、経営が進めば進むほど、経営と生活が分離された形になる。これが正しいおそれ方方向じゃないか。またそれを目ざしておられるのじゃないかと、こういうふうに考へておる。この点を一つ、明確にお示しになつておられた方がいいのじゃないか、こういう気がいたしますので、お聞きをさせていただきます。それで、ごっちゃになつたものと思つて今考へておると、こういう意味であります、だいたいぶあつて参ります。この点、一つ明らかにしてお示し願ひたい。

○政府委員(大澤融吉) 共同経営などの場合は、確かに、農家経営を全部共同経営に移すというやうな場合は、生活と経営が分離すると、こういうことにならうかと思ひます。おっしゃる意味は、企業的な農業にするということに望ましいことではないか。そのためには、家族農業経営では、そういうふうにならないうやうなかといふやうな御質問だつたかと思ふのでございませうが、家族農業経営であつても、生産性を上げて、他産業従事者と均衡するやうな生活ができるやうな、企業的な農業に近いやうな形にまでは、発展する

可能性が大にあると思ひます。ただ現実の問題として、私もどういふ自立経営農家というやうなものを、まず育成を考へておるというやうなことは、現実の問題として、一足飛びに、共同経営なり、あるいは資本主義的な経営が今生まれる、あるいは生み出すことができないというやうなことは相ならないのじゃないかといふ、現実的なベースから考へて、まず自立農業経営、農家の育成をやるのだという考え方に立っているのではありません。

○東隆君 私はこの問題をあまり強く主張する必要はないやうにも考へますけれども、しかし将来の農業というものを考えたときに、経営と生活というものを分離した形でもつてやつた方が、ほんとうのものができると思ひます。そこで兼業農家を解消して、そして能率の高いものにするために、生活とそれから経営を分離する必要がある。零細農家をたゞは専門農業の方に移して、そしてたゞは野菜を専門に作るのか、鶏を専門に飼うのか、あるいは豚を専門に飼うのかいふふうに、かりにそつちの方に移行いたしましたら、これをやはり、生活とそれから経営というものを、完全に分離することによつて、生活と経営を分離することによつて、初めて農業といふものが、企業として私は成立して行くと思ふ。だから、そういうやうな方向に進めるやうに指導をするという目的がはつきりすれば、こつちの方向にこれはぐんぐんやつていけますけれども、今お話しするやうな、一足飛びにやれないのだから、現状のままでもつてやるのだと、こういうふうに言われまふと、これは農業基本法本来の趣旨とはなはだ違つ

たものになる、こう思ひますので、この際私は、生活と企業をはつきりさせた形でもつて分離をして、そしてそういう指導方針でもつてやる、このくらいはつきりさせておく必要がある、こう思ふわけでありませう。

○政府委員(大澤融吉) そういう生活と経営を分離した形での能率の高い経営というやうなものが生まれることが非常に望ましいので、政府のこの案におきましては生産協同組合を作る、あるいはまた今までもあります有限会社、合資会社等についても農地の取得ができて、みづから農業が営めるやうにというやうな道を開いておる。そういう意味で協業の助長もやつて、そのやうなことができるように道を開いております。

○東隆君 私はその問題その程度にいたしておきますが、あとで、あとの条文中に自立農業経営、そういうやうな問題もありませんから、そのときに伺ひをすることにいたします、この関係の草の中で私どもの方で強力に一つ主張をいたしておきたい点があるので、それは第二條で、国の施策のところ、二項のところに、「前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。」、こういうふうにお書きになつて、そして地域性を非常に強調されております。これは私は日本の農業が南北に長い農業でありますから、そういう意味においても地域性を強調してそしておりになる必要があるわけであると思ひます。

この点は私は大賛成なであります、が、もう一つ私は、国の施策を実行するの中心になつてやるべき主体がな

と思うのです。主体が。それは農家だ、こう言われればそれまでの話なんでありますけれども、私は農家個々に国が呼びかけ、あるいは地方公共団体が呼びかける、こんなような形だけでは、私はまずいと思うのです。やはり農民の私は結集した一つの組織を中心にして進めていくという、そういう考え方が必要だろうと思うのです。政府の条文の中にそれらしきものがないわけではございません。第五条の農業従事者の努力の助長というところの条文の中に、「農業従事者又は農業に關する団体がする自主的な努力を助長する、」こういうふうに書かれてございますけれども、私はこれはせつかく二項のところ「地域の自然的経済的三々」というわけで地域性を非常に強力に主張されておりますから、この第三項くらいのところ、私は農民の協同組織である協同組合を強力に持ち出してきて、そうしてこれによって國の施策を自主的に進めていくのだ、こういうような形を公共団体その他と並べて、そうしてこれを中へ入れておく方が私は非常にいいやり方でないか、政府のやり方はどちらかというと、國が号令だけかける、こんなような形になって、そうして農民にこれはすぐ直接ぶつかるような形になってくるし、それでは私は効果は出てこないと思うのですが、だから中心になるところのものをやはり大きく育て上げる必要がある。これは私は周東農林大臣がちょうど金歐課長をもうやりになった経済更生運動、自力更生運動、あのときのことを私は思い出さざるを得ないのでありますが、あのときには、何といつても産業組合が中心になってあの経済更生運動を進めたた

し、産業組合自身もあのときに非常に大きく飛躍をして、そうして今日の基礎を作ったと思います。そういうような意味から、私はこの運動というよりか、この基本計画を進めるのにあたって、何か中心になるものがないか、こういうふうに考えましたが、あの帝國憲法時代における産業組合というのは、これは基本的な産業組合の中の原理原則を強力に主張すると危険思想だったのですが、今の憲法のもとにおいては、農業協同組合の中の原理原則というものは、これは一番時代に沿うた民主主義の原則でありますから、これを強力に私は基本にして進めることは、これは一番正しい行き方だと、こういうふうに私は考えておるのであります。そういうような意味で、この農業基本法の中に、私は農民の自主的な協同組織である農業協同組合を強力に助長し、支持し、そしてそれによって、計画とは言いませんけれども、長期見通しと、こういうふうにお言いになつておるのですが、そういうようなことをいしたり、こういう考え方でもつていく必要がある、こう考えるのでありますが、この点はどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(周栗英雄君) この点はたびたび機会あることに申しておりますように、私ども政府といたしまして、今後における農政の中心になって動くのは、農業団体、ことに農業協同組合であるということはお説の通りであります。従つてそういう考えでありますればこそ、第五条に特に農業団体といたうものをあげてその助長をはかつていく、同時に十七条におきまして特に関に「農業協同組合」という字を表わし

て、これに對して「農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策を講ずる」ということは、はっきり書いておるわけであります。これで私どもも意のあるところをお察しを願います。ことに第五章におきまして二十四条につきましては、今後において地位向上について必要があれば「農業に關する団体の整備につき必要な施策を講ずる」ということに各条章にこれが出してあります。この点は束さんのお考えのようなことを私ども考えておるといふことを申し上げてよろしいと思います。ただ念願するところは、国がこういふことを考えて助長して参ります。同時に受けて立つてもらつてあるが、積極的に農業協同組合等が戦前におけると同様に、農業者のための農業協同組合であるように、積極的に動いていただくことに對しては、私どもは大きく国の助長の施策を講じていきたいと思ひます。

○東陸君 私の承知しているところでは、農業団体というのは、農業協同組合と明らかに書いてあるところは、これは農業協同組合系統になると思いますが、それ以外の場合においては、他の農業団体もこれを含めての意味であるか、決して農業協同組合だけでない、こういうふうに考えておるわけですか。従つて、もちろん現行の農業協同組合のもとにおける協同組合は、これは全国的な連合会を持つておりませんが、流通の面だけしかほとんど抜けておりません。従つてこれは非常に片手落ちだ、従つて農業協同組合法を改正して、最下部の生産と直結をするように直していただければ問題はな

いと思います。従つて、そういうふうな農業協同組合を中心にしてやるべきものである、こういう考え方のものとから申し上げておるのであります。現行の農業協同組合程度では、そう大きなことになりませんし、この条文で書いてある程度のことしかやれないわけであります。だから、もう少し改正をされる考え方があろうと思うのですが、そこで私は農業協同組合に関連をして申しますが、この前も申し上げました通り、戦争前の産業組合法の時代には、農事実行組合という簡易法人がございました、これが産業組合の下部でもつて、一番小さな組織として、そして生産と多少関連を持った組織として、一つの組織的な運動をやることができたわけでありました。農業協同組合法の出るときに、それがなくなりましたけれども、今農村では申し合わせの形でもつて、それがなま殺しのような形でもつてあると思います。そしていい組合においては、それを十分利用してやつておる、というのが、これが現状じゃないか、こういうふうなことに考えております。そこでこれを一つこの際法制化して、そして昔のような簡易法人を作り上げる、こういうことをおやりになる必要があろう、というふうに思います。同時に生産農協という考え方もおありであります、これは私はもちろん生産農協の考え方を、農業協同組合法の中で一つ改正をされて、その条項を入れられる。生産農協は五人でもつてできるのでありますから、それは簡単に、二戸くらい集まつてでできるわけでありますから、従つてこれは普通の自立農家、普通の農業協同組合の組合員と別に類立てをする程度のものではない。だから同様に、農業協同

組合の組合員にして差しつかえない。だからそれよりも大きいところの部落の区域の簡易法人の農事実行組合のような簡易法人を作る。その中で協同に關するところの、いろいろ共同化に對するところの訓練、そういうものを十分に施していく。こういうふうな過程をとっていくことが、私は正しい行き方じゃないかと、こう考えます。そこで、政府が提案をされております農業協同組合法の改正の中には、農業生産協同組合の方だけあります。しかも、これは有限責任であります。有限責任のような考え方でありますけれど、そしてそれに十分な金を貸そう、こういう考えは、これは少し甘いと思うのであります。作るのは案かも知れませうけれども、金はなかなかいいものでないと思います。だからそういうふうなもののは、背水の陣をしいた無限責任の組合を作る、こういうふうには考え方を要する必要があるかと思ひます。そういうふうにかえて、そして農業協同組合法を一つ改正をいたしていいただきたい、こういう考え方であります。

さらに何回も申し上げました例の専横利用の規定は、あれは農民が協同一致して、そして非常に強力なものが外から入ってきたものに對してそれを防衛するところのあれは唯一の手段でありますから、あれを削除してもらつて、そして農業協同組合が十分に仕事ができるような体制を確立してもらいたい。これは何回も農林大臣の方で反對のような御所見でありますけれども、しかし、これは私は農業基本法の改訂連法規として、農業協同組合法を改

公有林野等官行造林法を廃止する法律案、及び、森林開発公団法の一部を改正する法律案に對し、（一）市町村財産の造成を目的とした官行造林の主旨に反し、市町村財政に脅威をあたえること、（二）私有林に對して不当に高い分取率（地代）を保障し、政策的にも問題があること、（三）国有林労働者の首切り、労働条件の切り下げになること、（四）造林の成績を悪化すること、（五）林業基本問題答申に對する全般的な検討もせず、官行造林政策を廃止することとは重大な問題があること等の理由によりこれに反對である。また、法案手続上にも疑義があるから、慎重に審議せられたいとの請願。

第二一九三号 昭和三十六年四月二十六日受理
官行造林廃止反對等に関する請願（三百六十九通）

請願者 長野県西筑摩郡大桑村 須原 横山みよ子外三
百六十八名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第二一九二号と同じである。

第二一九四号 昭和三十六年四月二十七日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡山岡町下

手向一、〇〇〇 西尾

嶺二外二十名

紹介議員 田中 啓一君

農業災害補償法の主体は、天災によつて受ける農作物の損害を最終的には国の責任によつて補償するにあつて、農家の強制的加入をたてまゝとし、その取扱ひ機關に対しては事務費は国が負担しており、いわば、この取扱ひ機關は強い公共性をもつてゐるが、一方においては建物等の任意共済の取扱ひをも規定してゐる。この点當然加入制度と根本的にその性格を異にするものであり、このように異質の事業を同時に規定し、またその取扱ひも同一機關が行ない、しかも任意共済事業については、農民の自主的団体である農協の共済事業とせりあつてゐる現況であつて、法の矛盾を露呈してゐるといつても過言でない状況であるから、農業災害補償法の改正審議にあつては、前記事情を勘案の上、建物等の任意共済事業は農業協同組合に一元化するよう配慮せられたいとの請願。

第二二七号 昭和三十六年四月二十八日受理

内閣提出農業基本法案反対に関する請願（四通）

請願者 福島県郡山市虎丸町六

三 官野三治外六百十三名

紹介議員 大河原一君

農業基本法は、貿易の自由化をすすめる前提のもとに、農産物価格を外国食糧と競争できるように安くきめる目的があり、また農地法を改め、資本家を農業経営に進出できるようにさせ、農産物に対する資本家の支配をいっそう強くしようとしてゐる。さらに農民の所得を、農村付近の工場で働く労働者の賃金なみに安くおさへ、全国一律の最低賃金制度の実現を不可能にしやうとしてゐるばかりでなく、こうした圧迫に耐えられない農民に対しては、援助もしないで農業から追い出し、経済成長政策のための低賃金労働者をつくりだそうとしてゐるから、本法案には反対であるとの請願。

第二二六〇号 昭和三十六年五月一日受理

内閣提出農業基本法案反対に関する請願

請願者 福島県常磐市傾城六七

坂井治太郎外二十九名

紹介議員 大河原一君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中央卸売市場法の一部を改正する法律案

一、家畜取引法の一部を改正する法律案

一、家畜商法の一部を改正する法律案

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

中央卸売市場法（大正十二年法律

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条後段を削る。

第三条第一項第一号中「取扱品目」を「位置、面積及取扱品目」に改め、同項に次の一号を加える。

四 中央卸売市場ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス

一 計画ノ期間

二 中央卸売市場ノ開設スルコトガ必要ト認メラルル都市ノ名称

三 取扱品目ノ設定又ハ変更ニ関スル事項

四 命令ヲ以テ定ムル設備ノ新設、増設又ハ改設ニ関スル事項

五 其ノ他中央卸売市場ノ開設及整備ニ関シ必要ト認メラルル事項

農林大臣第一項ノ計画ヲ定メタルトキハ遅滞ナク之ヲ告示スベシ

前二項ノ規定ハ第一項ノ計画ノ變更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

更ニ付之ヲ準用ス

第七条ノ三 農林大臣前条第一項ノ計画ノ適正且円滑ナル実施ヲ図ル為必要アリト認ムルコトキハ予メ中央卸売市場審議会ノ意見ヲ聞キ当該計画ニ於テ定メラレタル同条第二項第二号ノ都市ノ区域ヲ管轄スル地方公共団体又ハ同号ノ中央卸売市場ノ開設又ハ整備ニ関シ必要ナル勸告ヲ為スコトヲ得

第八条中「農林大臣ハ開設者ニ対シ命令ヲ定ムル設備」を「政府ハ第七條ノ二第一項ノ計画ニ於テ定メラレタル同条第二項第二号ノ都市ノ区域ヲ管轄スル地方公共団体又ハ同号ノ中央卸売市場ノ開設者ガ当該計画ニ基キ同項第四号ノ命令ヲ以テ定ムル設備ノ新設、増設又ハ改設（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ為ストキハ当該地方公共団体又ハ開設者ニ対シ当該新設、増設又ハ改設」に改める。

第九条を次のように改める。

第九條 削除

第十條ノ三第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十八条第一項ノ規定ニ依リ同項第三号ノ許可ノ取消ヲ受ケタル法人ノ其ノ処分ヲ受ケタル原因トナリタル事項ノ発生シタル当時現ニ其ノ法人ノ無限責任社員又ハ取締役又ハ他業務ヲ執行スル役員トシテ在任シタル者（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）又ハ同項ノ規定ニ依リ同項第四号ノ解任ノ命令ヲ受ケタル法人ノ当該命令ニ依リ解任セラルベキモノトセラレタル者ニシテ此等ノ処分ノ日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

第十條ノ五の次に次の一条を加える。

第十條ノ五ノ二 第十條ノ許可ニハ条件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ条件ハ中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度ノモノニ限ルモノトシ且当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ不当ナル義務ヲ課スルモノナルコトヲ得ズ

第十條ノ六第一項中「又ハ第四号」を「第四号又ハ第五号」に改める。

第十四條中「離乳」の下に「又ハ入乳」を加へ、「業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合」を「災害ノ発生其ノ他命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル特別ノ事情アル場合及第一項第一項ノ掲グル物品ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下特定物品ト謂フ）又ハ同条第三項ニ規定スル其ノ他ノ日用品ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル他ノ方法ニ依ル場合」に改め、同条に次の二項を加える。

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付前項但書ノ規定ニ依リ同項本文ニ規定スル方法及同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ双方ニ依ルベキ旨又ハ同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ二以上ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セテ命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ方法ヲ異ニスル売買毎ニ売買ガ為サル場所又ハ時間ガ区分セラルコトヲナルベキ措置ヲ定ムルコトヲ要ス

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付第一項但書ノ規定ニ依リ同項但書ニ規定スル他ノ方法ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セテ命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ特定物品ノ種類毎ニ当該方法ニ依ル売買ノ場合ニ使用セラルル当該特定物品ノ品位ヲ表ス取引上ノ呼称並ニ其ノ品位ノ格付ニ関スル基準及実施方法ヲ定ムルコトヲ要ス

業者ト謂フ。トノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ当該中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為ニ必要ナル場合ニ於テ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ当該他市場卸売業者トノ間ニ於テ為ス合併又ハ營業ノ譲受(他市場卸売業者ガ合併後存続シ又ハ營業ヲ譲受クル場合ヲ除ク)を加え、同条第二項第一号中「防止シ」の下に「当該中央卸売市場ニ於ル」を加える。

第十四条ノ二 第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ハ当該卸売ノ業務及之ニ附帯スル業務以外ノ業務(以下本条ニ於テ兼業業務ト謂フ)ヲ営マムトスルキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ兼業業務ニ関スル事業計画ヲ添附シ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ其ノ兼業業務ヲ追加セムトスルキ亦同ジ

農林大臣ハ第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ当該卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為ニ必要アリト認ムルトキハ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者ノ業務又ハ會計ニ関シ必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ヲ命ズルコトヲ得

第十四条ノ二 第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ハ当該卸売ノ業務及之ニ附帯スル業務以外ノ業務(以下本条ニ於テ兼業業務ト謂フ)ヲ営マムトスルキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ兼業業務ニ関スル事業計画ヲ添附シ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ其ノ兼業業務ヲ追加セムトスルキ亦同ジ

農林大臣ハ第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ当該卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為ニ必要アリト認ムルトキハ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者ノ業務又ハ會計ニ関シ必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ヲ命ズルコトヲ得

第十五条ノ二 第二項中「之ニ基キテ為ス行為」の下に「並ニ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ト当該中央卸売市場ノ取扱品目ニ付当該指定区域内ニ於テ中央卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者(以下本項ニ於テ他市場卸売

者ト謂フ)トノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ当該中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為ニ必要ナル場合ニ於テ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ当該他市場卸売業者トノ間ニ於テ為ス合併又ハ營業ノ譲受(他市場卸売業者ガ合併後存続シ又ハ營業ヲ譲受クル場合ヲ除ク)を加え、同条第二項第一号中「防止シ」の下に「当該中央卸売市場ニ於ル」を加える。

第十五条ノ二 第二項中「之ニ基キテ為ス行為」の下に「並ニ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ト当該中央卸売市場ノ取扱品目ニ付当該指定区域内ニ於テ中央卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者(以下本項ニ於テ他市場卸売

者ト謂フ)トノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ当該中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為ニ必要ナル場合ニ於テ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ当該他市場卸売業者トノ間ニ於テ為ス合併又ハ營業ノ譲受(他市場卸売業者ガ合併後存続シ又ハ營業ヲ譲受クル場合ヲ除ク)を加え、同条第二項第一号中「防止シ」の下に「当該中央卸売市場ニ於ル」を加える。

者」ト、「其ノ者」トアルハ「此等ノ者」ト説キ替フルモノトス

シ字體雖雖有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

が發生する日)までは、なお従前ノ例による。

第二十三條ノ次に次の二條を加え

本法ニ定ムルモノノ外審議會ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

3 この法律の施行の際現に開設されている中央卸売市場の開設者は、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法の規定に適合するように必要な業務規程の変更につき同法第四條の認可の申請をしなければならぬ。

第二十三條ノ二 農林大臣ハ指定区域ノ周辺ノ地域ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ於テ当該指定区域ニ係ル中央卸売市場ノ取扱品目ニ係ル物品ノ卸売ヲ為ス為開設セラ

第二十六條ノ二 第二項を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

4 この法律の施行の際現に中央卸売市場法第十条の許可を受け中央卸売市場において卸売の業務を行なつてゐる者でこの法律の施行の際現に当該卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」といふ)を営んでゐるものについては、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までは、当該兼業業務について、改正後の中央卸売市場法第十四條ノ二第一項前段の規定は、適用しない。

第二十三條ノ三 農林省ニ中央卸売市場審議會(以下審議會ト謂フ)ヲ置ク

審議會ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ処理スルノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ本法ノ施行ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

5 前項に規定する者で同項に規定する日以後においても当該兼業業務を引き続いて営もうとするものは、その日までに、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法第十四條ノ二第一項前段の規定による届出をしなければならぬ。

第十八條第二項に後段として次のように加える。

審議會ハ前項ニ規定スル事項ニ関シ農林大臣ニ意見ヲ述ブルコトヲ得

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

此ノ場合ニ於テ同項第四号ノ処分ニ付テハ第十條ノ八中「相手方」トアルハ「相手方及当該処分ニ於テ解任セラルベキモノトセラルル

審議會ハ委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

準に関する事項を調査審議すること。

「を」
農林物資規格
調査会
中央卸売市場
審議会
農林畜水産物
中央卸売市場
せしめられた

の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
法(大正十二年法律第三十二号)によりその権限に属
事項を行なうこと。
に改める。

家畜取引法の一部を改正する法律
案

家畜取引法の一部を改正する法律
案

家畜取引法(昭和三十一年法律第
百二十三号)の一部を次のように改
正する。

目次中「(第十二条―第十八条)」を
「(第十二条―第十八条の二)」に、「産
地家畜市場の再編整備(第十九条―
第二十六条)」を「地域家畜市場の再
編整備(第十九条―第二十六条の二
(二)」に改める。

第一条中「産地家畜市場」を「地域
家畜市場」に改める。

第二条第四項を次のように改め
る。

4 この法律において「地域家畜市
場」とは、家畜が生産される地域
内に設けられる家畜市場であつて、
主として、当該地域内におい
て生産される家畜についての家畜
取引のために開設されるものをい
う。

第十五条ただし書を次のように改
める。

ただし、一の開場日において家
畜取引の目的物とすべき家畜の頭
数とその家畜市場の売場施設の状態
からみて著しく過多と認められ

る場合、特殊な資質を有する家畜
の売買を行なう場合その他せり売
り又は入札の方法によることが著
しく困難又は不適当と認められる
場合において、これらの各場合に
つき、あらかじめ、開設者が農林
省令で定めるところにより都道府
県知事の許可を受けて業務規程を
もつて定めた売買の方法によるこ
とは、この限りでない。

第十五条に次の二項を加える。
2 前項ただし書の許可には、条件
を附することが出来る。
3 前項の条件は、家畜市場におけ
る公正な家畜取引及び適正な価格
形成を確保するために必要な最少
限度のものに限り、かつ、当該開
設者に不当な義務を課することと
なるものであつてはならない。

第十八条の次に次の一条を加え
る。
第十八条の二 都道府県知事は、家
畜取引を業とする者が第十五条第
一項の規定に違反したときは、そ
の者に対し、一年以内の期間を定
めて、その者が違反行為をした家
畜市場における家畜取引の業務の
停止を命ずることが出来る。

第四章の章名中「産地家畜市場」
を「地域家畜市場」に改める。

第十九条第一項中「産地家畜市場」
を「地域家畜市場」に改め、同条
第二項第一号中「及び農業協同組合
連合会」を「、農業協同組合連合会
及び中小企業等協同組合(昭和二
十四年法律第八十一号)第七條第
一項各号に掲げる中小企業等協同組
合」に、「産地家畜市場」を「地域
家畜市場」に改め、同項第二号中
「産地家畜市場」を「地域家畜市場」
に改める。

第二十條第一項、第二項及び第四
項中「産地家畜市場」を「地域家畜
市場」に改め、同条の次に次の一条
を加える。

(再編整備に係る勸告)

第二十條の二 都道府県知事は、第
十九條第一項の地域家畜市場の再
編整備を行なうことが必要であると
認められる一定の区域であつて、
その区域内に開設されている
地域家畜市場の開設者からの申請
があるとするは同条の規定により
市場再編整備地域として指定する
ことが出来ることと認められるもの
がある場合において、当該地域家畜
市場の再編整備を促進することが
その区域内における畜産の振興と
農業経営の安定のために特に必要
であると認められるときは、当該
地域家畜市場の開設者に対し、同
項の申請をすべき旨の勸告をする
ことが出来る。

第二十一条中「前条第一項」を「第
二十條第一項」に改める。
第二十二條第一項、第二十三條第
一項、第二十五條及び第二十六條中
「産地家畜市場」を「地域家畜市場」
に改める。

第二十六條の次に次の一条を加え
る。

(国及び都道府県の援助)

第二十六條の二 国及び都道府県
は、市場再編整備計画の円滑な実
施を確保するため、市場再編整備
計画に係る地域家畜市場の開設者
に対して、助言、指導その他必要
な援助を行なうように努めるもの
とする。

第二十七條の次に次の一条を加え
る。

(家畜市場の開場日等における市
場外取引の制限)

第二十七條の二 家畜取引を業とす
る者は、家畜市場の開場日並びに
その前日及び翌日(開場日が二日
以上継続するときは、その開場日
並びにその前日の前日及び末日の
翌日)には、当該家畜市場からお
おむね千メートル以内の周辺の区
域内で都道府県知事の指定する場
所において、当該家畜市場におい
て取り扱う種類の家畜についての
家畜取引を行なつてはならない。
ただし、都道府県知事の許可を受
けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による場所の指定
は、当該家畜市場の業務の健全な
運営を確保するために必要な最少
限度のものにつき、しなければならない。

3 第一項の規定による場所の指定
は、告示をもつてしなければならない。
4 都道府県知事は、前項の告示を
するときは、あわせて、当該家畜
市場の開場日及び取り扱う家畜の
種類を告示しなければならない。

第二十八條中「前条第一項」を「第
二十七條第一項」に改める。

第三十三條第四号中「産地家畜市
場」を「地域家畜市場」に改める。

第三十五條中第三号を第五号と
し、第二号を第四号とし、第一号の
次に次の二号を加える。

二 第十八條の二の規定による業
務の停止命令に違反した者
三 第二十七條の二第一項の規定
に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して九十日をこえない範囲内にお
いて政令で定める日から施行する
る。

2 この法律の施行前に改正前の第
十九條第一項の規定によつてした
市場再編整備地域の指定は、改正
後の同項の規定によつてしたもの
とみなす。

家畜商法のの一部を改正する法律案
家畜商法の一部を改正する法律
案畜商法(昭和二十四年法律第二
百八号)の一部を次のように改正す
る。

第一条中「免許制度を実施するこ
とにより」を「免許、営業保証金の
供託等の制度を実施して、その業務
の健全な運営を図り、もつて」に改
める。

第二条中「次条の規定による免許」
を「次条第一項の免許」に、「業務」
を「事業」に改める。

第三条第一項中「省令」を「農林
省令」に改め、同条第二項を次のよ
うに改める。
2 前項の免許は、次の各号の一に

該当する者でなければ、与えない。

一 農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう家畜の取引の業務に關し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

二 前号に該当する者以外の者であつて、その家畜の取引の業務（農林省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの

第四条中「左の各号」を「前条第二項各号の一に該当する者であつても、次の各号」に、「前条の免許」を「前条第一項の免許」に改め、同条に次の二号を加える。

四 家畜の取引の業務を行なう事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが前条第二項第一号に該当する者でないもの

五 その家畜の取引に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者のすべて（当該業務を行なう事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

第四条の次に次の一条を加える。
（講習会の開催及び修了証明書の交付）

第四条の二 都道府県知事は、毎年

一回を常例として、第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される年については、この限りでない。

2 第三条第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事は、同号の講習会を開催した場合に、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

第六条第一項中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に改め、同条第二項中「第三条の免許を与えたときは」を「第三条第一項の免許を与えたときは、農林省令で定めるところにより、その者に対し、その家畜の取引の業務に従事する者の数に同じ」に改める。

第七条第一項中「第四条第一号若しくは第二号に該当するときは」を「第四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき（同項第一号に該当することとなつた場合を除く。）」に改め、同条第二項中「左の各号」を「次の各号」に、「業務」を「事業」に改め、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第七条第二項に第一号として次の一号を加える。

一 第十条第二項若しくは第三項、第十条の二第三項又は第十条の五第一項の規定に違反したとき。

第八条中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に、「業務」を「事業」に改める。

第九条中「免許の申請」の下に、第三条第二項第一号の講習会の実施方法」を加え、「まつ消」を「消除」に改める。

第十条中「業務」を「事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 家畜商は、第三条第二項第一号に該当する者以外の者を当該家畜商の家畜の取引の業務に従事させてはならない。

3 家畜商で、第三条第二項第二号に該当するもの（法人を除く。）は、みずからその家畜の取引の業務に従事してはならない。

第十条の次に次の六条を加える。
（営業保証金の供託）

第十条の二 家畜商は、営業保証金を住所のより供託所に供託しなければならない。

2 家畜商は、営業保証金を供託したときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 家畜商は、前項の規定による届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。
（営業保証金の額等）

引の業務に従事する者の数に同じ一人である場合には二万円、一人をこえる場合には一万円にそのこえる数に相当する数を乗じて得た額を二万円に加えて得た額とする。

2 前項の営業保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林省令で定めるその他の有価証券をもつて、これに充てることができる。

（営業保証金の還付）
第十条の四 家畜商と家畜の取引の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に關し、当該家畜商が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。

（営業保証金の不足額の供託等）
第十条の五 家畜商は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数が増加したため、又は前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その不足額を住所のより供託所に供託しなければならない。

2 第十条の二第二項及び第十条の三第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（営業保証金の保管替え等）
第十条の六 家畜商は、その住所を移転したためそのより供託所

が変更した場合において、金銭のみをもつて営業保証金を供託しているときは、遅滞なく、法務省令、農林省令で定めるところにより、これを供託している供託所に対し、費用を予納して、移転後の住所のより供託所への営業保証金の保管替えを請求し、その他のときは、遅滞なく、営業保証金を移転後の住所のより供託所に新たに供託しなければならない。

2 第十条の三の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（営業保証金の取りもどし）
第十条の七 家畜商名簿の登録が消除されたときは、家畜商であつた者又はその承継人は、当該家畜商であつた者が供託した営業保証金を取りもどすことができる。

2 家畜商は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数が減少した場合において、営業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額をこえることとなつたときは、そのこえる部分の額の営業保証金を取りもどすことができる。

3 家畜商は、前条第一項の規定により供託したときは、その移転前の住所のより供託所に供託した営業保証金を取りもどすことができる。

4 第一項又は第二項の規定による営業保証金の取りもどしは、当該営業保証金につき第十条の四第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ

は、することができない。ただし、営業保証金を取りもどすことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

5 前項の公告その他営業保証金の取りもどしに關し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。

第十一条の次に次の二条を加える。

(家畜の取引に關する帳簿の備付け等)

第十一条の二 家畜商は、農林省令で定めるところにより、その事業所ごとに、家畜の取引に關する帳簿を備え、これに、家畜の取引のあつたつど、その年月日及び場所、その取引に係る家畜の種類別の頭数その他農林省令で定める事項を記載しなければならない。

(立入検査)

第十一条の三 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に、「業務」を「事業」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十条第二項又は第三項の規定に違反した者
第十三条中「業務」を「事業」に改める。

第十四条を次のように改める。
第十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反した者
二 第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十一条の三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の家畜商法（以下「旧法」という。）の規定により旧法第三条第一項の免許を受けている者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の家畜商法（以下「新法」という。）の規定により新法第三条第一項の免許を受けた者についてはその免許の時、その日までにした当該免許の申請に対し免許をすることがどうかの処分がその日までになかつた者についてはその処分のある時。以下「経過措置期限」という。）までは、新法の規定により当該免許を受けた者とみなす。

3 旧法の規定によつてされた家畜商名簿への登録は、経過措置期限

限までは、新法の規定によつてされた家畜商名簿への登録とみなす。

4 旧法の規定によつて交付された家畜商免許証は、経過措置期限までは、新法の規定によつて交付された家畜商免許証とみなす。

5 都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して十月以内に少なくとも一回新法第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その期間内にその都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される場合は、この限りでない。

6 附則第二項の規定により免許を受けた者とみなされる者については、経過措置期限までは、新法第七條第一項中「第四條第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき、第三條第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき（同項第一号に該当することとなつた場合を除く。）」とあるのは、「第四條第一号若しくは第二号に該当することとなつたとき」とする。

7 前項に規定する者については、経過措置期限までは、新法第十条第二項及び第三項並びに第十条の二から第十条の七までの規定は、適用しない。

8 附則第六項に規定する者が、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに新法の規定により新法第三条第一項の免許を受けたとき、又はその期限までに

新法の規定により当該免許の申請をしたがその期限までにこれについて免許をすることがどうかの処分がなく、その後においてその免許を受けたときは、その者は、法務省令、農林省令で定めるところにより、第十条の二第一項の規定により営業保証金を供託しなければならない。

9 前項の規定により営業保証金を供託した者は、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その住所を管轄する都道府県知事に対し、新法第十条の二第二項の規定による届出をしなければならない。

10 都道府県知事は、附則第八項の規定により営業保証金を供託しなければならない者から前項の規定による届出がなされなかつたときは、その者に与えた新法第三条第一項の免許を取り消すことができる。

11 前項の場合には、新法第七條第三項の規定を準用する。

12 新法第十条の四の規定は、この法律の施行前に締結された家畜の取引（新法第二条に規定する家畜の取引をいう。）の契約により生じた債権に關しては、適用しない。

13 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。